

新県立体育館整備・運営事業 入札説明書等に関する質問の回答

- 新県立体育館整備・運営事業の入札説明書等に関する質問の回答を次のとおり公表します。
- 質問の内容は原文のまま掲載していますが、該当箇所の表示については、一覧表として整理する都合上、修正している場合があります。

令和6年8月19日
秋田県

1. 入札説明書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
1	入札説明書	7	2	10	(1)	1)				施設整備業務の対価	出来高に応じて支払うと記載がございますが、施設整備費に含まれる設計費や統括管理業務費の取り扱いを含め出来高の考え方をご教示ください。
2	入札説明書	8	3	2						事業者の募集及び選定のスケジュール	入札公告が当初見通し（実施方針）より遅れており、入札期限を遅らせる等の配慮をお願い致します。
3	入札説明書	8	3	2						事業者の募集及び選定のスケジュール	入札公告が当初見通しより2週間程度遅れているため、入札期限を遅らせるご配慮をお願いします。
4	入札説明書	8	3	2						事業者の募集及び選定スケジュール	対話内容の公表が9月11日となっておりませんが、少しでも前倒しで公表していただけないでしょうか。
5	入札説明書	8	3	2						事業者の募集及び選定のスケジュール	入札公告が当初見通し（実施方針）より遅れており、入札期限を遅らせる等の配慮をいただけないでしょうか。
6	入札説明書	8	3	2						事業者の募集及び選定のスケジュール	入札公告（7月19日）から入札提出書類（提案書）の受付（11月1日）までの期間が、案件の規模からすると非常にタイトなスケジュールに思われます。ヒアリングが12月10日であれば、もう少し提出期限に猶予を頂きたいです。
7	入札説明書	8	3	2						事業者の募集及び選定のスケジュール	入札公告が当初見通し（実施方針）より遅れた公告となっているため、入札期限を遅らせる等スケジュールを再検討していただきたい。

1. 入札説明書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
8	入札説明書	15	3	4	(5)					対話の実施 (⑨)	対話においては各応札グループの提案内容にも踏み込んで対話を行うことと存じますが、その提案に対する意見の秋田ノーザンハピネッツ株式会社、公益財団法人秋田県スポーツ協会が述べた際に、要求水準書の内容と乖離していた場合、その意見は公開されるのでしょうか。公表される場合、9/11より以前に公開いただけないでしょうか。※応札グループとしては提案に踏み込んだ内容のため、非公開を希望すると思いますが、それでも公開されるのかをお聞きしたいです。
9	入札説明書	15	3	4	(5)					対話の実施 (⑨)	「素案を提示した上で、対話項目に示した各テーマ別に確認事項を県に提示すること」とありますが、確認事項がある際に必ずしも提案内容を提示する必要はないという認識でよろしいでしょうか。また、当然質問内容の公表可否については事業者への確認があるものという認識です。
10	入札説明書	15	3	4	(5)					対話の実施 (⑨)	対話に秋田ノーザンハピネッツ株式会社、公益財団法人秋田県スポーツ協会も参加するということですが、本件におけるNDA等の締結はされているという理解で合っておりますでしょうか。
11	入札説明書	15	3	4	(5)					対話の実施 (⑨)	対話には秋田ノーザンハピネッツ株式会社と公益財団法人秋田県スポーツ協会も参加するということですが、対話内容については事業者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは公表の対象としないということでもあり、上記の対話参加企業について守秘義務は確保されているとの理解でよろしいでしょうか。

1. 入札説明書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
12	入札説明書	15	3	4	(5)	2) 3)				対話の実施 (⑨) 実施場所 申込方法	対話はオンラインで実施予定とのことですが、応募グループ単位で1地点（ID）のみから接続する必要はなく、複数地点（ID）から接続が可能と理解してよいでしょうか。 また、申込時に対話項目に対する提案内容の素案（任意様式）を提出することとされていますが、申込以降、対話当日までに、必要に応じて資料（素案）を追加することは可能でしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、差し支えありませんが、8月27日（火）の正午までに提出してください。なお、本来の対話申込期間内に提出されないものについては十分な検討ができず、対話の際にお答えできない場合がありますので御留意ください。
13	入札説明書	16	3	4	(7)	1)				入札書及び入札提出書類（提案書）の受付及び提出方法（⑩） 受付期間	入札書及び入札提出書類（提案書）の受付期間は11月1日（金）15時までとのことですが、当初見通し（実施方針）より入札公告が遅れたことを鑑み、提出期限も遅らせる等の配慮をして頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
14	入札説明書	17	3	4	(8)	4)				予定価格	予定価格には秋田県スポーツ協会業務委託料を含むと記載がございますが、落札事業者が設立するSPCが秋田県スポーツ協会へ支払う業務委託料の支払いスケジュールは同SPCが決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	基本合意書（案）第4条第2項に基づき、事前に県の承諾を得た上で、事業者と秋田県スポーツ協会の間で協議し定めてください。
15	入札説明書	17	3	4	(8)	4)				予定価格	秋田県スポーツ協会への業務委託料の内訳のうち令和11年度～令和26年度とありますが、令和11年度～令和25年度の誤りででしょうか。	誤植につき修正します。
16	入札説明書	17	3	4	(8)	4)				予定価格	スポーツ協会様への委託料ですが、積算根拠並びに業務範囲詳細をご教授いただけますでしょうか。	積算の内訳については公表しません。 業務範囲については、業務要求水準書72頁及び76頁に示すとおりです。

1. 入札説明書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
17	入札説明書	17	3	4	(8)	4)				予定価格	スポーツ協会様への委託料ですが、お示しの通り事業期間に渡って、値上げはないという理解でよろしいでしょうか。
18	入札説明書	17	3	4	(8)	4)				予定価格	公益財団法人秋田県スポーツ協会の業務委託料が税込み金額で記載されていますが、事業期間中に消費税率が変更された場合の取り扱いについてご教示願います。
19	入札説明書	19	3	5	(3)					ヒアリング (⑫)	ヒアリングについては、提案内容の確認のために必要と判断されなければ、入札参加者全チームがおこなわれることはないという理解でよろしいでしょうか
20	入札説明書	21	4	1						基本協定、基本合意書、仮契約、本契約の締結 (⑭・⑮・⑯・⑰)	事業契約の仮契約の書式をお示し下さい。
21	入札説明書	21	4	2						SPCの設立等に関する要件	本事業の維持管理・運営は事業者が指定管理として行うため、秋田市の人口が30万人超となった場合でも事業所税は事業者側に課税されない認識でよろしいでしょうか。
22	入札説明書	22	5	1	(2)					予想されるリスクと責任分担	情報システムの陳腐化リスクの分担について、入札提出書類（提案書）の提出時点で通常の見込み可能な範囲のものについては事業者負担、見込み可能な範囲外のは県にご負担いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。

1. 入札説明書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
23	入札説明書	22	5	1	(2)					予想されるリスクと責任分担 事業者は適切な業務を履行しているにも関わらず、議会承認が得られない等、県の事由によって指定管理者として指定されずに維持管理・運営業務が遅延する場合、遅延に伴う損害は県にご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	議会の承認が得られないことについて県に過失があると評価され、事業者に実際に損害が生じた場合には、県はその損害を賠償する責任が生じるものと解されます。 事業者の事由により議会の承認が得られず、指定管理者として指定されずに維持管理・運営業務が遅延した場合等の損害は、事業者の負担となります。
24	入札説明書	22	5	1	(2)					予想されるリスクと責任分担 新県立体育館を災害時に指定避難所として利用した際、事業者による協力に伴って発生した費用は県の負担とのことですが、施設の原状回復に伴う費用も県にご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。避難所運営に伴って発生するリスクの分担をご教示ください。	御理解のとおりです。災害時等の利用によって、追加的に発生した費用については県が負担します。
25	入札説明書	25	7	1	(1) (3)					PFI事業者の債務不履行による事業契約の解除 損害賠償 秋田県スポーツ協会の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその疑念が生じた場合は本項目は適用されないという認識でよろしいでしょうか。	秋田県スポーツ協会の責めに帰すべき事由は、事業契約書（案）第61条第5項に基づき事業者の責めに帰すべき事由とみなされるため、入札説明書第7.1.(1)及び(3)は秋田県スポーツ協会の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合にも適用されると考えております。なお、県は、秋田県スポーツ協会が行う体力診断業務の実施状況についてモニタリングを実施するなどして、同協会の業務遂行状況を確認してまいります。

1. 入札説明書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
26	入札説明書	26	8	3						その他の支援に関する事項	不感知対策設備の導入等に関して、携帯電話キャリアからの協力を得る必要が発生する可能性があります。その際、「公共施設であることや、不特定多数の利用者が見込めることなど」を携帯電話キャリアへの発信するなども、事業者への支援としてご検討いただけますでしょうか。	必要な支援の内容が必ずしも明らかではありませんが、PFI事業者が主体となって各携帯電話キャリアとの協議を行ってください。県の関与が必要な際は、適宜御相談ください。
27	入札説明書	27	9	1						議会の議決に係るスケジュール	本件施設の指定管理者の指定については、令和7年2月議会で承認を得る予定であるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
1	業務要求水準書	3	1	4	(2)					業務範囲	第3駐車場は県または県からの委託事業者が担うとのことですが、もし県から入札で委託をする場合、PFI事業者の構成員等が参加することは問題ない理解でよろしいでしょうか。	第3駐車場に関する業務を委託する場合の入札参加資格については、現時点ではお答えできません。
2	業務要求水準書	3	1	4	(2)					業務範囲	計画地1内の県道及び市道沿いにある既存電柱と架空線は、全て現県立体育館のインフラと考えて宜しいでしょうか。その場合、それらの撤去工事は本事業の業務範囲外（現県立体育館の解体工事に含む）と考えて宜しいでしょうか。	御質問のとおり想定しています。また、現県立体育館に付帯する設備等の撤去は、現県立体育館の解体工事に含まれます。
3	業務要求水準書	3	1	4	(2)					業務範囲	「現県立体育館の解体については、建物（杭・基礎、付帯設備含む）、外構（舗装、縁石、等）のとりこわし・撤去、整地（地均し程度）を見込んでいる。」とありますが、現体育館解体後の整地レベルをご教示ください。	とりこわし後の場内残土での地均し程度を想定しており、現時点で数値としてのレベルを設定する予定はありません。
4	業務要求水準書	3	1	4	(2)					業務範囲	同上。 解体範囲に建物際の植栽や外構舗装下の路盤も含まれるか不明です。解体範囲図（平面・断面）を図示頂けますか。	前段については、いずれも外構として解体範囲に含みます。ただし、PFI事業の計画上必要があれば、例えば一部舗装や植栽の残置等について協議可能です。 後段については、平面的には施設の配置計画や運営計画によって、仮囲い位置を含む解体工事の範囲が調整されるべきと考えており、現時点でお示しする予定はありません。
5	業務要求水準書	3	1	4	(2)					業務範囲	現県立体育館のインフラ（給水・排水（汚水・雨水）・ガス・配線）の撤去はどこまでの範囲を想定していますでしょうか。Ⅱ期工事で使用したいインフラもありますので、撤去範囲および現県立体育館の図面を提示願います。	現時点では現県立体育館及びその外構を範囲として撤去する想定ですが、提案に応じて残置可能です。対話の際に確認してください。また、具体的な調整事項については、設計業務時に協議してください。なお、図面の提供予定はありません。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
6	業務要求水準書	3	1	4	(4)	1)				建屋及びロータリー	開業準備期間が令和10年9月末まで、供用開始も令和10年9月末とありますが、開業準備期間が令和10年9月末まででしたら供用開始は令和10年10月1日ではないでしょうか。	建屋及びロータリー、第2駐車場の供用開始日は「令和10年9月末」であり、開業準備期間は供用開始日の前日までとします。 なお、「2026-27シーズンB. PREMIER クラブライセンス交付規則」において、「2028-29シーズン開幕当初から使用可能である」ことが要件とされており、この開幕当初の時期には「令和10年9月末」が含まれます。そのため、建屋及びロータリー等の供用開始日を「令和10年9月末」としています。
7	業務要求水準書	4	1	4	(4)	2)				第1駐車場	設計建設期間が令和12年3月末までとあり、備考に「現県立体育館の解体工事の工期は、令和10年11月から令和11年10月までを見込む。」となっています。駐車場整備等の外構工事を冬季に行う工程となっていますが、実質的に難しいと思われます。完成時期（供用開始時期）の変更は可能ですか。	現行のとおりとします。
8	業務要求水準書	4	1	4	(4)	2) 3)				第1駐車場 緑地、遊具広場等	現体育館解体後に行う丘の整備を含む緑地・遊具広場の工事において、第一駐車場と干渉する範囲が生じます。丘整備工事が完成する令和12年7月末まで、干渉する第一駐車場の一部を丘整備・緑地・遊具広場工事範囲として考えてよろしいですか。	適切に安全管理され、維持管理・運営に影響がなければ差し支えないと考えますが、「干渉する範囲」の程度が明らかでないため、現時点では是非を判断できません。詳細については、対話の際に確認してください。
9	業務要求水準書	8	1	6	(1)				b	著作権	「PFI事業者が作成する成果物の著作権は、PFI事業者又は県及びPFI事業者の共有に帰属する」とあるが、共有とはどのような場合を想定しておられますでしょうか。	例えば、PFI事業者と県が相互に一つの文章を作成・修正しながら広報用資料を作成する場合などを想定しています。
10	業務要求水準書	8	1	6	(1)				b	著作権	PFI事業者が作成する成果物の中には社外秘の技術等の内容も含まれるため、事前に公表可否について相談いただくようお願い申し上げます。	特段の配慮が必要な場合には、落札者決定以降に適宜御相談ください。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
11	業務要求水準書	9	1	8	(2)			c		要求水準の変更手続き	「県による大幅な要求水準の変更により、」とありますが、県に起因する要求水準変更により発生する追加費用は県負担としていただきたく、「大幅な」という記載は削除頂けないでしょうか。
12	業務要求水準書	9	1	9				c		事業期間終了時の引継ぎ等	引継ぎにおいて運営マニュアルを用いるとありますが、当然ながらマニュアルの中には構成員のノウハウに係るものがある点と、次期指定管理者も独自ノウハウを持って応札している点から、常識の範囲内で引き継ぎを行うという理解でよろしいでしょうか。
13	業務要求水準書	13	2	2	(3)	2)				自己評価の実施	公益財団法人秋田県スポーツ協会が実施する体力診断業務についても自己評価が必要でしょうか。
14	業務要求水準書	14	3	1	(1)					計画地の概要	敷地面積として公園面積の記載がありますが、建築確認の敷地の設定としては現県立体育館を含めた計画地1の範囲と考えて宜しいでしょうか。その場合、現県立体育館解体前の供用開始時には仮使用申請を行う想定で宜しいでしょうか。建築敷地と確認申請の想定をお示し頂ければと思います。
15	業務要求水準書	14	3	1	(2)	1)		a		土地利用に関する手続	今回の事業では既存の丘や現県立体育館の跡地等で土地の切盛りが発生すると想定されますが、それらは開発行為に該当し、許可の申請等が必要となると考えて宜しいでしょうか。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
16	業務要求水準書	14	3	1	(2)	1)		a	土地利用に関する手続	今回事業は雨水流出抑制の指導等に該当し、抑制施設の整備が必要と考えて宜しいでしょうか。	計画地は指定区域として公示される見込みがあることから、提案によっては開発等に伴う雨水流出増に対する流出抑制対策の義務付け対象となることが考えられます。適宜、関係官庁へ御確認ください。
17	業務要求水準書	14	3	1	(2)	1)		a	土地利用に関する手続	建築基準法第48条ただし書きの許可を得る必要があるとありますが、今回の限られた設計期間の中で、許可手続に関わる建築審査会については事業者の求めに応じて開催頂けると想定して宜しいでしょうか。	秋田市審査委員会の運営規程に関するものでありお答えできませんが、令和7年度下期に許可申請を行う想定で事前相談しております。関連する計画の概要及び各種手続き等のスケジュールがまとまった段階で、審査会の開催時期を含め事前協議してください。
18	業務要求水準書	14	3	1	(2)	3)		b	地質状況・地中障害物	「浜田豊岩連絡管配水管等の配管・配線等を除き、建屋建設想定場所に地中障害物は存在しないものと想定している」とありますが、建屋建設想定場所の範囲に、現県立体育館のインフラ配管・配線等（現県立体育館系統の排水接続等）はないものと考えて宜しいでしょうか。ある場合、盛替工事は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	建屋建設想定場所の範囲に、現県立体育館のインフラ配管・配線等（現県立体育館系統の排水接続等）はないものと考えています。地中障害物等が発見された場合の取り扱いは、事業契約書（案）第29条に従って対応を協議することとします。
19	業務要求水準書	14	3	1	(2)	3) 4)			地質状況・地中障害物 インフラ整備状況	「別紙5 インフラ整備現況図」、「別紙23 既設上水連絡管配水管_移設検討図（案）」に示されている既設上水連絡管の移設工事が本事業に追加されていますが、利用されている範囲が不明であり、建物竣工後及び事業終了後のメンテナンスや責任区分が不明快になる点等を鑑みると今回事業にそぐわないと考えます。県又は市からの別途発注工事としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。都市インフラとしての連絡管配水管の移設は本事業の中で補償費を計上して実施するものですが、施工及び維持管理は法令に則り水道事業者が行います。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
20	業務要求水準書	14	3	1	(2)	4)		a	インフラ整備状況	上水管の切廻しについては本事業に含めないようお願い致します。	現行のとおりとします。都市インフラとしての連絡管配水管の移設は本事業の中で補償費を計上して実施するものですが、施工及び維持管理は法令に則り水道事業者が行います。
21	業務要求水準書	15	3	1	(2)	8)		a	埋蔵文化財状況	「緑地、遊具広場等を整備する現県立体育館敷地は、県が別に発注する解体工事に合わせて試掘調査を実施することとしている。」とありますが、調査によって埋蔵文化財が発見された場合は整備事業のスケジュールの変更が生じると考えてよろしいですか。	県の担当課で協議のうえ判断しますが、施設整備スケジュールの変更等が見込まれます。工期の変更等については、事業契約に則り取り扱います。
22	業務要求水準書	15	3	1	(2)	9)		a	土壌汚染	「計画地の土壌汚染については、土地の履歴から土壌汚染対策法の特定施設があった履歴がないため調査義務はないものとする。」とありますが、工事にあたり手続する土壌汚染対処法に必要な資料等を提供いただけたと考えてよろしいですか。	県が把握している範囲内で、業務着手後に必要に応じて情報提供します。
23	業務要求水準書	16	3	1	(3)	1)			(図表3-1-2) 建屋の施設構成	「観客席内運営エリア」のメディア席は、何席くらい想定されますか。また放送室は何室を想定しますか。	メディア席の席数については、事業者の提案に委ねます。 放送室の室数及び形状については、事業者の提案に委ねますが、2局以上の放送局の同時中継に対応できるよう計画してください。業務要求水準書「別紙11 各室条件表」№61を修正します。
24	業務要求水準書	16	3	1	(3)	1)			(図表3-1-2) 建屋の施設構成	「来場者利用エリア」のキッズルーム(スペース)は、アリーナ内、体育館エリア内にそれぞれ必要ですか。託児所としての利用も考えますか。	キッズルーム(スペース)は、アリーナから動線上アクセスしやすい位置に設けてください。複数箇所に設置するか否かについては、事業者の提案に委ねます。なお、託児所としての機能は想定しておりません。
25	業務要求水準書	16	3	1	(3)	1)			(図表3-1-2) 建屋の施設構成	来場者利用エリアに記載のフードコートは新機能とされていますが、館内展示エリアも新機能として考えてよろしいですか。	館内展示スペースは、スポーツ科学センターに既に設けられているため、既存機能に分類しています。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
26	業務要求水準書	16	3	1	(4)	1)				配置計画	「建設に当たっては、丘の半分以上を残し、新県立体育館の機能の一部として効果的に活用すること」、「青ライン以東に整備し、青ライン以西の丘との連続性を確保する（平面的かつ立面的に接する）とともに、再整備する丘の遊歩道等を介して建屋と行き来できるよう工夫すること。」とありますが、丘の機能は残し、青色ラインより以東に建屋を配置し、建屋との動線（回遊性）を確保するのであれば、丘の形状や残し方は既存形状に拘らず事業者の提案に委ねるということによろしいですか
27	業務要求水準書	16	3	1	(4)	1)			b	配置計画	『建屋の配置に当たっては、「別紙8 建屋西側外壁ライン図」に示す青ライン以東に整備し、青ライン以西の丘との連続性を確保する（平面的かつ立面的に接する）～とあります。丘との連続性において、立体的に連続するとありますが、これは丘と建物が外観として連続している状態を指すものと考えますがよろしいでしょうか。
28	業務要求水準書	17	3	1	(4)	3)			c	緑化計画	現在植樹されている樹木についてリストを頂けないでしょうか。
29	業務要求水準書	19	3	2	(1)	1)				建屋の用途	放水銃の有無に関わり、計画に影響を与えるため、消防法上の用途もアリーナ(観覧場)とサブアリーナ(体育館)で分けて申請できないでしょうか。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
30	業務要求水準書	19	3	2	(1)	3)			(図表3-2-1) 既存機能と新機能	「新機能」について、「新しく取り入れる先進的な機能」で具体例「フードコート等」とは、飲食関連スペース以外でも県民の為のより良い機能であれば、認められますか。別紙10-2には、「別紙11 各室条件表」のうち次に掲げるものに限り、と室名を限定していますが、それ以外幅広く考えてよいのか、どちらですか。	新機能とする諸室等は、業務要求水準書「別紙10 基本計画図（新機能説明図）」の2の表に掲げるものに限ります。
31	業務要求水準書	21	3	2	(2)	5)		d	その他	自動体外式除細動器(AED)について、施設整備の項目に記載されており、【別紙22 器具備品一覧】に記載されておりましたが、更新等の費用については、備品として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、自動体外式除細動器(AED)の設置場所については、事業者の提案に委ねます。
32	業務要求水準書	23	3	2	(4)	2)		i	共通事項・仕様	電気設備で使用するケーブルはエコケーブルではなく一般ケーブルの提案でもよろしいでしょうか。（ケーブルの性能はほぼ同等）	やむを得ない特別な理由がある場合を除き、材料選定は公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）によります。
33	業務要求水準書	24	3	2	(4)	3)	④	a	受変電設備	「受電方式は、高圧とし、本・予備2回線受電とすること。」とありますが、連続24時間対応の非常用発電機設備を設置する計画であれば、2回線受電は不要と思われます。本線1回線受電に変更頂けないでしょうか？	興行時等の電力供給の安定性を担保するため、現行のとおりとします。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
34	業務要求水準書	26	3	2	(4)	3)	⑦	i j		情報通信設備	無償で利用できるWIFI設備として八橋公園および既存体育館に導入されている秋田市公衆無線LANサービス（Akita-City_WiFi）を採用しようと考えています。その場合、施設側で負担する初期費用や運用費用、更新費用はどうなりますでしょうか。 秋田市公衆無線LANサービスの導入に要する費用等については、秋田市の担当課に確認してください。なお、公衆無線LANサービスですが、八橋運動公園内には整備されているものの、現県立体育館は利用エリアの範囲外であり、利用の実績はありません。新県立体育館においても、現時点では公衆無線LANサービスの利用可否は判断できません。利用者の利便性向上の観点から、通信環境の品質を確保できるよう計画してください。
35	業務要求水準書	26	3	2	(4)	3)	⑦	k		情報通信設備	5G/LTEを対象として、携帯電話キャリア各社に対応した不感知対策設備を設けるとは、携帯電話キャリア負担で整備するとの理解でよろしいでしょうか。 不感知対策設備については、各携帯電話キャリアの負担で整備することも可能と認識していますが、具体的な方法については事業者の提案に委ねます。
36	業務要求水準書	27	3	2	(4)	4)	①	a	(d)	センターハングビジョン	バレーボール競技の際にアリーナ面から下端15mを確保するためにセンタービジョンを上方へ移動すると見づらくなると思われます。その場合の代替案を提案しても宜しいでしょうか。 代替案の具体的な内容が明らかでないため、現時点では是非を判断できません。詳細については、対話の際に確認してください。
37	業務要求水準書	29	3	2	(4)	4)	②	b	(a)	AIカメラ	シーンに合わせての自動追尾はソフト的な方法（映像処理分析）採用しても宜しいでしょうか。 「ソフト的な方法（映像処理分析）」の具体的な内容が明らかでないため、現時点では是非を判断できません。詳細については、対話の際に確認してください。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①		項目名			
38	業務要求水準書	29	3	2	(4)	4)	④	b	(a)	アリーナ演出照明設備	Bリーグ等のプロスポーツ興行の演出に最適な計画として具体的な演出照明設備、照明器具の台数が指定されていますが、演出に利用する設備は日々更新されてゆくものであるため、本事業期間が終了する際には時代に合わないものになることが予想されます。別途持ち込みとする形が柔軟な対応ができ、本施設計画にふさわしいと思いますがいかがでしょうか。	アリーナ演出照明設備については、Bリーグ等のプロスポーツ興行の演出に最適な計画とした上で、式典や展示会等のイベントにも対応できるよう、常設設備として整備することを求めています。また、興行主等の利用者が必要に応じて機器、機材を追加で持ち込むことを想定しています。
39	業務要求水準書	34	3	2	(5)	3)	②	p		空調設備	塩害対策として外気取入れダクトに除塩フィルターを見込む必要はありますでしょうか。	塩害対策の具体的な内容は事業者の提案に委ねますが、本敷地条件を踏まえて計画してください。
40	業務要求水準書	35	3	2	(5)	3)	⑥	i		自動制御設備	「大空間垂直温度、大空間風速分布等の内部環境状態の監視ができるようにすること」とありますが、大空間（アリーナ）の温度分布・風速分布を、設計時・施工時のシミュレーションおよび、建物完成時の実測により確認するものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
41	業務要求水準書	37	3	3	(1)	1)		c		配置・構造等	直角にすると、歩道の改修工事も伴ってしまうが、歩道の切り下げ工事も今回の事業範囲に含まれますでしょうか。	御理解のとおりです。
42	業務要求水準書	38	3	3	(1)	3)		a		設備	「キッチンカーなどが利用できるインフラ設備」とは、キッチンカーを本敷地内に乗り入れると考えたらよろしいでしょうか。	キッチンカーなどが計画地1に乗り入れるものとお考えください。
43	業務要求水準書	38	3	3	(1)	3)		c		設備	本数の指定はございますでしょうか。	国旗県旗掲揚塔のポールは3本としてください。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
44	業務要求水準書	38	3	3	(2)			a	ロータリー	『～なお、建屋に合わせて供用開始するため、概ね「別紙20 仮囲い範囲想定図（新県立体育館施工時）」に示す仮囲い範囲内に整備する必要がある。』とありますが、建屋に合わせて供用開始するとあるのは、現県立体育館の解体前に使用開始する必要がある。ということを目指すのでしょうか。	御理解のとおりです。
45	業務要求水準書	38	3	3	(2)			a	ロータリー	（同上）について、現体育館が存知された状況で、ロータリーを借り整備し、現体育館解体後に外構工事として、再整備することは可能でしょうか。	建屋及びロータリーの供用開始後に、ロータリーが使用できない期間が生じるとは想定しておりませんが、御質問の仮整備の程度が明らかでないため、現時点では是非を判断できません。詳細については、対話の際に確認してください。なお、質問中、存知とあるのは、存置と読み替えて回答しています。また、借り整備とあるのは、仮整備と読み替えて回答しています。
46	業務要求水準書	39	3	3	(3)	2)		b	第1駐車場	第1駐車場に整備すべき施設として、大型バス駐車スペース、中継車、電源車、障害者駐車場などが提示されていますが、現体育館が存置されている状態で、2p（図表1－4－1）に示す紫色の整備範囲にそれらを計画することは困難です。計画対象範囲を赤線でかこまれた「計画地1」と読見変えてよろしいでしょうか。	図表中の、建屋建設想定場所及び緑地・遊具広場・第1駐車場・ロータリー等を示す実線は目安としてお示ししたものです。事業スケジュールや位置関係（西側外壁や車両出入り口、仮囲い）などに係る要求水準を満たすものであれば、計画地1内で計画して差し支えありません。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
47	業務要求水準書	39	3	3	(3)	2)		b		第1駐車場	「b 建屋に近接した位置に関係者用駐車場、大型バス駐車スペース（チーム専用2 台以上）を適宜確保すること。なお、興行開催時等に一般利用者用駐車場の一部を関係者用駐車場や大型バス駐車スペース（チーム専用以外）として使用することを想定することも可とする。」「e 中継車・電源車が駐車できるスペースを適宜配置すること。」とありますが、条件を満たせば、第1 駐車場を計画地 1 と読み替えてもよろしいですか。 下図の紫の範囲以外よろしいでしょうか。
48	業務要求水準書	40	3	3	(3)	3)		b	(b)	第2駐車場	第二駐車場 (b) 供用開始までの段階・建屋の供用開始に合わせて供用開始するため、新県立体育館その他公園施設等の一般利用者駐車場として、第1駐車場に準じて整備すること。」とありますが、「第1駐車場に準じて整備」とは具体的には第1 駐車場の供用開始と同時期ということですか。
49	業務要求水準書	40	3	3	(4)	2)		b		緑地	7,000 m²以上は緑地のない遊具・広場も含めてよろしいでしょうか。また、緑地の定義についてお教えいただけますでしょうか。
50	業務要求水準書	41	3	4	(1)			b		インフラ 共通	下水道接続に当たり下水道事業受益者負担金については、建屋所有者が秋田県様であること及び公共工事であることから、発注者負担とさせていただけないでしょうか。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
51	業務要求水準書	41	3	4	(1)			b	インフラ 共通	上水接続にあたり水道加入金については、建屋所有者が秋田県様であること及び公共工事であることから、発注者負担とさせていただけないでしょうか。	No.50の回答を御覧ください。
52	業務要求水準書	41	3	4	(2)				上水道	既設水道管があり、その移設設計、および移設工事を本事業に含むようにお見受けしますが、都市本施設の建設にともなう都市インフラとの接続工事以外のインフラの工事を本事業に含めると、都市インフラの維持管理業務と、本施設の維持管理業務の責任区分が不明瞭になることにより、発注方式による構造上の問題になることが懸念されます。竣工後の無用なトラブルの元にならない様、上水移設に関する設計、工事は、別途従来方式による設計、発注にによって進めていただけますか。	No.19の回答を御覧ください。
53	業務要求水準書	43	4	1	(7)			a	その他	「県は、PFI 事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、PFI 事業者の提案を逸脱しない範囲で、設計変更を要求できるものとする。その場合、面積増や大幅な用途変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。」とありますが、変更に伴う設計図書の修正や官公庁手続きの追加などの設計業務量の増加に対する追加費用の扱いについてご教示ください。	設計業務は手戻りが生じないように、県等からの要望を確認・協議してください。面積増や用途変更、要求水準の変更が生じた場合で、追加費用が発生する場合は、合理的と認められる範囲で県が負担します。
54	業務要求水準書	44	4	2	(1)	1)		b	(b) 基本設計及び 実施設計	P29-音響設備について興行の演出に対応するものとありますが、騒音規制の境界線は、どこに設定しますか。北側・東側も敷地境界線を想定しますか（その場合、興行用の音量は規制をクリアできないと考えられます）	敷地境界線・道路境界線は、業務要求水準書「別紙17 敷地境界設定図」によります。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
55	業務要求水準書	45	4	2	(2)			a	国庫交付金等申請補助業務	「本事業は、次に掲げる国庫交付金等の活用を予定しており、PFI 事業者は、県が行う申請等の諸手続きに当たり、図面作成や事業内訳書の整理など、県の求めに応じ、必要な資料を作成すること。」とありますが、業務量（作業量）を把握する必要があるため、（a）～（e）に挙げている手続き等で事業者が作成する具体的な資料や参加する打合せ等をご教示ください。	申請書類等の作成そのものの代行を求めるものではありません。主に、交付対象部分を算出するための図面作成や事業内訳書の整理を想定しています。作業のための県との打ち合わせは想定されますが、国機関との打ち合わせは想定していません。
56	業務要求水準書	48	5	2	(1)			d	(a) 基本的な考え方	別紙20について、現体育館の利用者動線の確保のためには現体育館東側出入り口前の盛土エリアを維持する必要がありますが、別紙7のイメージパースのように新体育館南側の駐車場・ロータリーを平地で整備する場合には、供用開始時には盛土とその間に擁壁等の措置が必要と考えられます。その費用については、現体育館の解体に伴う機能維持に掛かる費用であるため、解体工事費の中で見込んで頂けると考えて宜しいでしょうか。	擁壁等の措置が必要な計画とした場合、その費用は本事業費に含みます。
57	業務要求水準書	48	5	2	(1)			d	(b) 基本的な考え方	当項目に記載されている現県立体育館のメインエントランスへの仮設の通路、階段、スロープ等の設置については、新体育館の整備ではなく、現体育館の機能維持のための費用として、別途と考えて宜しいでしょうか。	新県立体育館整備に伴う仮設通路として設けるものであり、その費用は本事業費に含みます。
58	業務要求水準書	51	5	2	(5)			c	器具備品設置業務	図表5-2-1器具備品の扱いに示されている機器備品（厨房機器を除く）の調達方法として、購入またはリース品とあるが、バラエティシートなどの観覧席についてもリース方式が可能と考えてよろしいですか。	「バラエティシートなどの観覧席」に何が含まれるかが明らかでないため、現時点では是非を判断できません。詳細については、対話の際に確認してください。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
59	業務要求水準書	52	5	2	(5)				(図表5-2-1)器具備品の取扱い	器具備品（厨房設備・什器備品を除く）（リース方式）とありますが、観覧席などを含むことができますか。	可動席（移動式観覧席）や映像・音響・照明等設備の建物附属設備については、社会資本整備総合交付金やデジタル田園都市国家構想交付金の対象経費であることから、初期導入については購入としてください。設備更新以後の取り扱いについては、購入のほかリース方式も認めますが、リース方式で再調達する場合には、事業契約期間が終了した段階で、県の指示により必要な設備については、PFI事業者の負担で所有権を県に移転することを条件とします。なお、建物附属設備の修理、更新等は、修繕業務に含みます。業務要求水準書「別紙22 器具備品一覧」の器具備品の取り扱いについては、業務要求水準書51頁、63頁のとおりです。
60	業務要求水準書	57	7	2	(1)	4)			予約システム整備業務	システムは、キャッシュレス決済導入も可能でしょうか？	可能です。
61	業務要求水準書	57	7	2	(1)	4)		a	予約システム整備業務	「新県立体育館の供用開始6か月前から、ホームページを開設して利用者登録及び予約ができるように施設予約システムを整備し」とありますが、令和10年4月1日にはホームページが開設され、予約が可能な状態にすることが必要ということではなく、同日にはホームページ開設及び予約システム整備に着手するという理解でよろしいでしょうか。	利用者登録や予約方法の周知に係る期間を十分に確保するため、ホームページ、予約システムはともに供用開始の6か月前までに整備を完了してください。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
62	業務要求水準書	63	8	2	(1)	3)	⑧	c		施設の保守管理業務 各種設備等	「重要な設備については、予備部品等を確保する等して、故障・不具合等が発生した場合には、イベント等の開催に支障のないよう迅速な復旧に努めること」とありますが、重要な設備とは具体的にどのような設備を想定しておりますでしょうか。
63	業務要求水準書	64	8	2	(3)	2)		g		清掃業務 業務の方針	興行開催時及びその後の補充等も含めて全てPFI事業者の負担」とあります。主催者側との打合せにより合意があれば、主催者負担とする事も可能でしょうか。
64	業務要求水準書	66	8	2	(6)	1)	①			修繕業務 修繕業務の対象	小破修繕、一般修繕においては、1件あたりの金額など定量的な基準を示していただけますでしょうか。
65	業務要求水準書	66	8	2	(6)	1)	①	a	(a)	修繕業務 小破修繕	(6)1)③aで大規模災害等の不可抗力発生時は別紙13の定めによるとあり、小破修繕については「凍結等の自然災害」に伴い機能回復が必要となった建物修繕との記載がありますが、凍結以外の「等」とはどのような災害を想定されておりますでしょうか。大規模災害との区分を明確にするためご教示下さい。
66	業務要求水準書	66	8	2	(6)	1)	②	a		修繕業務 大規模修繕等の取扱い	設備の改修工事については県と協議の上、小破修繕か大規模修繕かの判断を行うとの理解で宜しいでしょうか。
67	業務要求水準書	68	8	2	(9)	3)		b		除雪業務 要求水準	「施設利用者が不便を来すことのない時間までに除雪を完了すること」とありますが、大寒波などの大雪の場合は、物理的に完了することは困難な場合もあり、「努めること」など変更していただけないでしょうか。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
68	業務要求水準書	70	9	1	(3)					実施体制	「運營業務責任者及び運營業務担当者 を配置し、業務着手前に県に届け出る こと」とありますが、届ける日は供用 開始の何か月前等はあるでしょうか？ また配属日もありましたらご教示願 います。
69	業務要求水準書	72	9	1	(7)			a		光熱水費の取 扱い	「光熱水費は、PFI 事業者の負担」と ありますが、計画数字から乖離があつ た場合の取り扱いをご教示願います。
70	業務要求水準書	72	9	1	(7)			a		光熱水費の取 扱い	光熱水の供給元契約先は事業者で選定 可能でしょうか。また、事業者判断で 変更可能でしょうか。
71	業務要求水準書	72	9	1	(7)			a		光熱水費の取 扱い	従前のインフォメーションパッケージ から、光熱水費の見直しに関する条件 が削除されておりますが、事業者にと ってリスク負担が増加されると思料 いたします。削除されました理由をご 教示ください。
72	業務要求水準書	72	9	1	(8)					(図表9-1-1) 公益財団法人 秋田県スポー ツ協会との連 携・役割分担	「体力測定室の維持管理（機器の保 守・修繕を含む）」はPFI事業者の負担 とありますが、費用実績をご教示願 います。
73	業務要求水準書	74	9	2	(3)	2)				(図表9-2-3) 収入の帰属等	「自主事業に係る行政財産使用料」は 県に納付が必要ですが、行政財産使用 料の計算式をご教示願います。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
74	業務要求水準書	75	9	2	(3)	4)		a		プロフィットシェアリング	「各事業年度の実際の利用料金収入が、事業計画上の利用料金収入を上回る場合は、PFI事業者は、その差額の一部を県に還元」とありますが、一部の額は提案する認識で相違ないでしょうか？	各事業年度の実際の利用料金収入が、事業計画上の利用料金収入を上回り、その差額である増加収入が事業計画上の利用料金収入の15%を超える場合には、その超過分の20%を県への還元額として扱います。詳細は、事業契約書（案）「別紙18 プロフィットシェアリングの考え方について」を御確認ください。
75	業務要求水準書	76	9	3	(1)	2)	①	a		個人利用に関する主な業務	「現金による利用料金の徴収等を行うこと」とありますが、電子決済の方法による料金徴収も可能なことをご確認願います。	業務要求水準書31頁の記載のとおり、キャッシュレス決済システムを導入した上で、利用者の利便性に配慮し、現金決済にも対応してください。
76	業務要求水準書	78	9	3	(5)	3)		a		災害発生時の対応	災害発生時の対応で生じた費用（人件費等）は別途精算との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第48条第7項に従い、災害発生時の対応で生じた費用のうち、県の担当者及び関係機関への通報に要した費用は事業者の負担となりますが、被害拡大の防止に必要な措置に要した費用は、県が合理的な範囲内で負担します。
77	業務要求水準書	79	9	3	(5)	4)		a		地域防災計画による位置づけ	本施設は災害時の指定避難所に指定される予定とのことですが、事業者の業務には避難所としての運営業務は含まれないことを確認願います。	指定避難所としての運営は業務に含まれませんが、設備の操作等、避難所運営の補助等に協力を求められることが想定されます。
78	業務要求水準書	80	10	1	(1)			b		事業の概要	「事業計画書を作成し、予め県の承認を得なければならない。」とありますが、承認にはどの程度の期間を見込めばよろしいでしょうか？	提出後14日以内に承認します。なお、計画に問題が認められる場合はこの限りではありません。
79	業務要求水準書	80	10	2	(1)			a		費用負担・事業収入の帰属	自主事業の経費はPFI事業者が負担し、自主事業により得た収入はPFI事業者に帰属するとありますが、自主事業の実施を包括的に第三者に委託し、得られた収入を第三者に帰属するものとするは妨げられないと理解してよろしいでしょうか。	御質問の趣旨が明らかでないため、現時点では是非を判断できません。詳細については、対話の際に確認してください。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
80	業務要求水準書	80	10	3				g	自主事業の例	自主事業の例として広告事業がありますが、施設内のサイン等を利用して、広告収入を得ることが出来るという理解でよろしいでしょうか。	自主事業として、PFI事業者が施設内に広告看板等を設置して広告収入を得ることは差し支えありません。ただし、施設利用者の意向が優先されるため、興行主等の利用者が広告の表示に同意せず、広告看板等のマスキング対応が必要な場合については、PFI事業者の費用負担により対応いただくことを条件とします。その場合に、県は一切の損失補填を行いません。 また、県が別途募集するネーミングライツとの兼ね合いから、県との協議が必要となる場合がありますので、御留意ください。 なお、PFI事業者が自主事業を実施する場合には、業務要求水準書「別紙26 利用料金の考え方について」に定める料金をお支払いいただきます。
81	別紙5								インフラ整備現況図	「雨水については敷地内最終桧合流とすることが可能」との記載がありますが、西側・南側への接続可能なルートがある場合は、そちらに接続することによろしいでしょうか。	御理解のとおりです。実現可能な別の方法があれば、特に妨げません。
82	別紙10								基本計画図（新機能説明図）	新機能の区分図、2階平面イメージにおいて、階段部分が対象外となっており、1階平面イメージ、3階平面イメージから推察するに、2階平面イメージの階段部分も新機能に含まれると推察します。誤記でよろしいでしょうか。	新機能を模式的に示した基本計画図では、新機能を3階及び4階に集約しており、この場合、新機能諸室利用者のみが利用する同階の階段は新機能として取り扱います。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
83	別紙11	1								「★木床とすること」について。 以下の★5項目の条件を満足すれば、コンクリート床の上に、「別紙12 対応競技のコートレイアウト」の各競技で必要な範囲に、木床を敷く運用としてもよろしいでしょうか。 ★競技性や安全性を確保すること ★対応競技のほかコンサート会場として使用することも想定し、設営・撤去時の作業性を考慮した床構造とすること ★可動（移動）席の荷重を想定した計画とすること ★対応競技の器具を固定するための床金具を設けること ★各種興行・イベント利用や指定避難所に適した、耐久性、防汚性、メンテナンス性を考慮すること	御質問のような運用は認められません。アリーナのフロア床仕様については、敷設・撤去作業を要しない鋼製床下地の木床としてください。
84	別紙11	1								「★競技エリア全体を均一に照らし、2,000ルクス以上の平均照度を確保すること」とありますが、2,000ルクスが求められる競技の開催回数を考慮し、必要な建物内インフラ設備は本設で設置したうえで、照明器具については業務要求水準書の器具備品の調達方法に記載されているリースによる設置としてもよろしいでしょうか。	No.59の回答を御覧ください。なお、競技照明設備は常設設備として整備することを求めています。「2,000ルクスが求められる競技の開催回数を考慮し、必要な建物内インフラ設備は本設で設置したうえで」という趣旨が仮設での対応を指しているのであれば、認められません。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
85	別紙11	1								「★Bリーグ等のプロスポーツ興行の演出に最適な計画とした上で、式典や展示会等のイベント（コンサート等の音楽イベントを除く。）でも利用可能な演出照明設備（ムービングライト、フルカラーライト、レーザーライト等）を設けること（ムービングライトを20台程度設置することを目安とする。なお、想定される費用の範囲において、県との協議により、規格や台数を調整する場合がある。）」とありますが、求められる競技等の必要回数を考慮し、必要な建物内インフラ設備は本設で設置したうえで、照明器具などについては業務要求水準書の器具備品の調達方法に記載されているリースによる設置としてもよろしいでしょうか。	No.59の回答を御覧ください。なお、演出照明設備は常設設備として整備することを求めています。「求められる競技等の必要回数を考慮し、必要な建物内インフラ設備は本設で設置したうえで」という趣旨が仮設での対応を指しているのであれば、認められません。
86	別紙11	2								★メインの映像表示器は、1面当たり、寸法：（高）4,500mm×（幅）8,000mm以上、ピクセルピッチ：6.25mm以下とすること（フルハイビジョンを提案する場合は、寸法許容差を-10%以内とする。）とあります。フルハイビジョンを提案する場合はピクセルピッチを調整したうえで寸法許容差を-10%以内とするとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
87	別紙11	10								「別紙11 各室条件表」についてNo78館内展示スペースの要求水準欄に「スペースを適宜設けること。」とあるが、展示物の設置、運営は本事業外と考えてよいか。	館内展示スペース（展示物の管理は除く。）の維持管理については、本事業に含みます。展示物の設置等の運用については、県で実施することを想定しています。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
88	別紙11	10								No.79～飲食テナントスペース 「別紙11 各室条件表」についてNo79飲食テナントスペース、共通の要求水準欄にホットフードカート（ホットワゴン）等を使用することを想定し…とあるが、ホットフードカートのサイズに指定はあるか。	業務要求水準書「別紙25 厨房設備・什器備品一覧」のNo.010（移動式冷蔵庫）及びNo.011（移動式温蔵庫）に寸法を記載しています。
89	別紙11	10								No.79～飲食テナントスペース 「別紙11 各室条件表」についてNo79飲食テナントスペース、接客エリアの要求水準欄に「…の4区画とし」とあるが、各区画間には壁等の物理的な仕切りが必要か。	接客エリアの区画については、それぞれの区画で目的に応じて厨房機器の配置、飲食サービスの提供を行うことを想定したものであり、各区画間に壁等の仕切りを設ける必要はありません。
90	別紙12									対応競技のコートレイアウト コートレイアウトについて「別紙12 対応競技のコートレイアウト」を参照するとあるが、各競技におけるコートレイアウトは国際、国内、国体基準等の設定はあるか。 また、アリーナ、体育館それぞれに準用する基準の設定はあるか。	業務要求水準書「別紙12 対応競技のコートレイアウト」に示すコート（競技面）の寸法等は、国民スポーツ大会基準を参考に設定しています。このほか、業務要求水準書7頁に示す資料を参考に、Bリーグをはじめとするトップリーグの開催に支障のない計画としてください。
91	別紙14									上水道について 別紙14、No.5において、上水道について計画地1の西側からの引き込みが可能であり南側及び東側からの引き込みは不可とありますが、現体育館解体前には新築建屋の西側に既存建物があり、引き込みに支障がある可能性が想定されますが、その時点でも引き込みは西側からのみ可能となりますでしょうか。	業務要求水準書「別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト」は関係官庁へ事前確認を行ったものの要旨です。実現可能な別の方法があれば、特に妨げません。
92	別紙19	3		2	(1)		①			実施設計完了時提出物 実施設計図書 建築（総合） 実施設計図書として営繕工事積算チェックマニュアルの提出が求められておりますが、本案件はPFI事業であり他のPFI事業でも通常必要とされないため、提出は不要として頂けないでしょうか。	本事業では国庫交付金等の活用を予定しており、設計・積算の考え方を確認するため省略は不可とします。ただし、チェック項目を軽減できる場合はありますので、設計業務時に県へ協議してください。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
93	別紙19	4		2	(1)		③		実施設計完了時提出物 実施設計図書 電気設備	実施設計図書として営繕工事積算 チェックマニュアルの提出が求められて おりますが、本案件はPFI事業であり 他のPFI事業でも通常必要とされないた め、提出は不要として頂けないでしょ うか。	No.92の回答のとおりです。
94	別紙19	5		2	(1)		④		実施設計完了時提出物 実施設計図書 機械設備	実施設計図書として営繕工事積算 チェックマニュアルの提出が求められて おりますが、本案件はPFI事業であり 他のPFI事業でも通常必要とされないた め、提出は不要として頂けないでしょ うか。	No.92の回答のとおりです。
95	別紙22	4							体育館（競技 用器具備品）	「別紙22 器具備品一覧」について「○ 体育館（競技用器具備品）No1 バスケット 台 オレンジゴール」の記載がある が、品目及び仕様は参考として「壁面 固定折畳式バスケット装置等（参考仕 様メーカー：セノー、品番規格DC09～ 同等）」とすることも提案と考えてよ いか。	業務要求水準書「別紙22 器具備品一 覧」の体育館（競技用器具備品）No.1 「バスケット台 オレンジゴール」 は、移動式バスケットゴールの設置を 求めているものであり、壁面固定折畳 式バスケット装置等は認められませ ん。なお、移動式バスケットゴールの 設置に必要な床金具等についても計画 してください。 体育館（競技用器具備品）No.6「壁面固 定折畳式バスケット装置」は2面利用時 の使用を想定したものです。
96	別紙24						⑥		光熱水費負担	県が選定するテナント用の子メーター の管理及び交換費用は県負担の認識で よろしいでしょうか。	業務要求水準書72頁のとおり、飲食テ ナントスペース及び秋田県スポーツ協 会事務室の光熱水費の徴収については PFI事業者の業務範囲であり、子メー ターの設置や管理、交換等に要する費 用はサービス購入料に含みます。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
97	別紙24						⑥ ⑫			光熱水費負担 修繕業務	県が選定するテナントの帰責と考えられる事象について、テナントが過失を認めない場合は県負担の認識でよろしいでしょうか。また、光熱水の徴収不可能となった場合も県負担の認識でよろしいでしょうか。 前段については、飲食テナントスペースの修繕業務の費用負担に関する御質問と理解しておりますが、事業契約書（案）第56条第2項に従い、県の責めに帰すべき事由により修繕を行った場合は県負担となり、それに該当しない場合は業務要求水準書「別紙24 飲食テナントスペースの整理事項」に従い、テナント入居者が現に過失を認めているか否かにかかわらず、客観的にテナント入居者の責めに帰すべき事由による修繕に該当するときはテナント入居者の負担となり、そうでないときはPFI事業者の負担となります。 後段については、テナント入居者からの光熱水費の徴収はPFI事業者の責任において行っていただく必要があります、現に徴収ができなかったとしても県負担にはなりません。
98	別紙24						⑦			施設の保守管理業務	専有部においてテナント入居者が事業撤退等で空きスペースが出来た場合は、日常点検含め県で実施することによろしいでしょうか。 テナント入居者が撤退した場合、業務要求水準書「別紙24 飲食テナントスペースの整理事項」においてテナント入居者が行うこととしている業務については、原則として県が実施します。ただし、当該スペースの日常（巡視）保守点検については、施設管理者の責務としてPFI事業者が実施してください。
99	別紙24						⑦			施設の保守管理業務	⑦施設の保守管理業務について、空調・換気フィルター清掃等のメンテナンスは定期点検としてPFI事業者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。 御理解のとおりです。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
100	別紙24						⑨		清掃業務	⑨清掃業務について、グリスフィルター清掃、グリストラップ清掃はテナント入居者で実施頂けると存じますが、グリスフィルターやグリストラップの日常的な清掃状態により、厨房ダクト・排水配管の清掃頻度、費用も変動するため、厨房ダクト清掃・排水配管洗浄もテナント入居者で実施するとの理解でよろしいでしょうか。(排水配管は枝管のみテナント入居者で実施等の条件設定のうえ)	御理解のとおりです。なお、排水配管洗浄は、枝管のみをテナント入居者の範囲とします。
101	別紙26	2		5					利用料金の概要	アリーナ、体育館、その他緒室の利用料金について、お示し頂いた上限金額にはトイレ洗浄水の上水・下水料金を含んでいるとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金を算定する際に上水・下水料金を加味したかという趣旨の御質問と解釈してお答えしますと、いずれも加味して算定しております。
102	別紙26	5		5	(5)				全館貸切利用	お示しいただいた上限額は、事業期間を通して上げることは可能なのでしょうか。管理運営経費は物価上昇の影響を受ける一方、ハピネッツ様は本体育館整備により、今まで以上に興行収入を得れる可能性が高まります。その関係性を踏まえても、事業期間中の物価上昇を踏まえた上限額増額はご検討いただけないのでしょうか。	一般論として、物価の状況を勘案し、条例で定める使用料（利用料金の上限）を改正することがあります。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
103	別紙26	5		5	(5)					全館貸切利用	準備又は撤去は1時間単位で利用することができ、その場合の利用料金は、備考3により算出した額に1/12を乗じて得た額に時間数を乗じて得た額とするとありますが、類似施設でよくある例として、9時から準備スタートで19時に終わったために、1時間単位の料金にしてくださいということが罷り通ってしまい、SPCの経営上安定性に欠けます。1時間単位料金とする場合はいつまでに申告すること等条件設定をしても問題ない認識でよろしいでしょうか。	施設利用の予約や利用料金の収受について一定のルールが設けられるものと考えております。
104	別紙26	5		5	(5)					全館貸切利用	実施方針公表時の業務要求水準書（案）p72. 第9.2. (3) に「次に定めるもの『以外』の詳細については、入札公告時まで示す。」として（図表9-2-3）にB リーグ興行（専用利用）として、1日200～250万円程度と示されています。別紙26. 5. (5)に記載されている全館貸切利用料の上限（平日：1,460,000円、土日祝日：1,752,000円）は、前述「次に定める『以外』の詳細」であって、B リーグ興行（専用利用）の利用料金はこれに該当しないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、B リーグ興行（専用利用）の利用料金をあたためて明示いただきますようお願いいたします。	Bリーグ興行は、基本的には、全館貸切により施設を利用し、業務要求水準書「別紙26 利用料金の考え方について」5(5)の利用料金が適用されるものと考えております。なお、興行日前日の準備や、撤去に係る利用料金を含めると、Bリーグチームは、1試合あたり平均して250万円程度の利用料金を負担することとなります。
105	別紙26	5		5	(5)					全館貸切利用	Bリーグ興行時の準備、興行利用、撤去の各時間の目安をご教示いただけますでしょうか。	あくまでも目安としてですが、興行日の前日の準備に12時間程度、興行に12時間程度、興行日当日の撤去に3時間程度（興行の終了時間によっては、更に翌日に6時間程度）となると見込んでおります。

2. 業務要求水準書

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
106	別紙26	5		5	(5)					全館貸切利用	ロールバックチェアの引き出し、椅子及び仮設席の配置、並びに原状復旧は、Bリーグ開催時の全館利用料金と別途で、全てノーザンハピネッツが費用負担するとの理解でよろしいでしょうか。	興行の設営・撤去は、興行主の負担で行われるのが基本であると認識しております。
107	別紙26	5		5	(6)					個人利用	回数券や定期券の導入提案は可能でしょうか？	可能です。
108	別紙26	8		6						利用料金の減免	「5 秋田県内を本拠地とするプロスポーツクラブ等が試合会場として使用する場合（全館貸切の利用に係る利用料金を適用する場合を除く。）」とありますが、秋田ノーザンハピネッツの試合は減免適用でない認識で間違いないでしょうか？	「秋田県内を本拠地とするプロスポーツクラブ」には、御質問のチームも含まれます。なお、同チームであっても、全館貸切利用の利用料金（業務要求水準書「別紙26 利用料金の考え方について」5(5)参照）については、減免はありません。
109	別紙26	8		6						利用料金の減免	秋田県内を本拠地とするプロスポーツクラブ等が試合会場として使用する場合の減免に関する記載がありますが、当然ながらハピネッツ様は対象外としていただきますようお願いいたします。	No.108の回答を御覧ください。

3. 落札者決定基準

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
1	落札者決定基準	7	7	1					実施体制・統括管理業務	本項目で言及されている参画企業に秋田県スポーツ協会は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	落札者決定基準	14	7	7					県内企業	県内企業の定義をご教示ください。	基本的に本社（本店）が秋田県内にある企業を指し、建設企業にあつては、主たる営業所が秋田県内にある企業をいいます。
3	落札者決定基準	14	7	8					収支計画	「利用料金収入や各費用の算出根拠が明確で、地域特性や周辺環境等を踏まえた妥当性が高い収支計画が提案されているか。」という評価基準ですが、収入見込みについては、県が基本計画でお示しいただいている想定収入はあくまで県の想定ということから、それを下回る収入見込みであっても評価には影響はないという理解でよろしいでしょうか。	この評価項目は、地域特性や周辺環境等を踏まえた妥当性の高い収支計画が提案されているかを評価するものであり、利用料金収入や各費用の算出根拠を明確にした上で、実現性の高い収支計画を策定してください。
4	落札者決定基準	14	7	8					経営管理	「参画企業の業績不振や破綻への対応策（バックアップ体制等）」とありますが、秋田県スポーツ協会の業績不振や破綻への対応策は考慮しないでよいという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

4. 基本協定書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
1	基本協定書	2	1		(12)					定義	「落札者」には秋田県スポーツ協会は除かれる認識で問題無いでしょうか。	御理解のとおりです。
2	基本協定書	2 3	5	1 2						業務の委託又は請負	自主事業については、入札提案内容に加え、落札後、運営開始以降に貴県と協議のうえ委託先を追加する可能性も含んでいると思料します。そのことを踏まえ、1に記載する委託先（●●）については基本協定書締結後の追加も認められること、2については記載される期限（令和●年●月●日まで）を越えて契約締結する可能性があることを予めご承諾頂けるでしょうか。	前段については、入札参加資格審査の公平を期するため、入札参加資格確認申請後の構成員又は協力企業の追加は認めません。なお、業務の一部を第三者へ委託する場合の取り扱い、は、事業契約書等によります。 後段については、期限について落札決定から基本協定締結までの間に協議を行った上で、基本協定書に定めた期限を遵守するものとします。
3	基本協定書	3	5	2						業務の委託又は請負	「落札者は、令和●年●月●日までに……各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ」とありますが、契約の締結は、それぞれの業務開始前までに行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	基本協定書	3	6	1						事業契約及び基本合意書	「県及び落札者は、事業契約を、・・・（中略）・・・県よPFI事業者間で仮契約として締結せしめる・・・」とありますが、県がHPで公表している事業契約書案は仮契約の書式と理解してよろしいでしょうか。	仮契約の内容は、秋田県議会において契約議案が可決された後に「新県立体育館整備・運営事業事業契約書（案）」により契約を締結する旨を約するものとなります。
5	基本協定書	3 4	6	3 4 5						事業契約及び基本合意書	第3項、第4項、第5項で、「事業契約の締結までに」という文言がありますが、これは事業契約の仮契約の締結までという趣旨と理解してよろしいでしょうか。	いずれも文言どおり「事業契約の締結まで」です。
6	基本協定書	4	6	5						事業契約及び基本合意書	「事業契約の締結までに……喪失した場合には、県は事業契約を締結しない……」とありますが、本項の「事業契約の締結」とは、事業契約の仮契約の締結を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答を御覧ください。

4. 基本協定書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
7	基本協定書	6	8		(7)				事業期間中のその他の業務	秋田県スポーツ協会についても、本条第7号と同様に、事業期間中は解散しないことを規定して頂けませんか。	秋田県スポーツ協会にかかる事項については、基本合意書（案）第5条第3項に記載のあるとおり三者協議会（仮称）で諮ることを想定しております。なお、基本協定書（案）や基本合意書（案）については現行のとおりとしますが、SPCと秋田県スポーツ協会との業務委託契約において当該規定を設けることを妨げるものではありません。
8	基本協定書	7	11	1					違約金	違約金が連帯債務になっており、構成員等に対して自己の請負または受託する業務以外のリスクを強いることとなりますので、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	現行のとおりとします。
9	基本協定書	7	11	1					違約金	事業契約書においても同様の理由で違約金が設定されているため、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課され、事業契約締結以降は事業契約における違約金のみが課される形としていただけますでしょうか。	現行のとおりとします。なお、事業契約書に基づき違約金が支払われた場合は、基本協定書（案）第11条第3項に基づき、その限度で同条第1項に定める違約金の支払義務を免れることとなります。
10	基本協定書	7	11	1	(1)				違約金	違約金が契約金額（税込）の100分の20と他案件と比較し高い設定となっておりますので、事由の如何を問わず落札金額の10%に相当する金額に変更いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
11	基本協定書	7	11	1					違約金	落札金額とは、様式集に定められた入札価格と同様に税抜を指すという理解でよろしいでしょうか。	税込み金額を指します。

4. 基本協定書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
12	基本協定書	7	11	1	(1)				違約金	予定価格を考慮すると落札金額の20%の額は非常に過大なものとなり、事業者の参画ハードルが高まると考えます。そのため、負担する違約金の相当額を落札金額の10%まで減額していただきますようお願い申し上げます。	現行のとおりとします。
13	基本協定書	7	11	2					違約金	損害賠償の請求が連帯債務になっており、その場合構成員等に対して自己の請負または受託する業務以外のリスクを強いることとなりますので、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	現行のとおりとします。
14	基本協定書	7	11	3					違約金	「事業契約の定めるところによりPFI事業者が違約金の支払いを行った場合は、県は、現に当該支払いがなされた金額の限度で、落札者に対し、第1項の規定による違約金の支払いを請求することができない。」とございますが、県が基本協定書の規定に基づき違約金を請求した場合は、その後別途事業契約書に基づき重複して違約金を請求されることはないという認識でよろしいでしょうか。	県が基本協定書の規定に基づき違約金を請求し、落札者が現にその支払いを行った場合は、同一の事象について重複して事業契約書に基づく違約金の請求を行うことは想定しておりません。
15	基本協定書	7	12						秘密保持	「県が法令に基づき開示する場合は、この限りでない」とありますが、法令により開示が義務づけられる可能性があるのは県のみに関りませんので、単に「法令に基づき開示する場合」としてはいかがでしょうか。	基本協定書（案）を修正します。

5. 基本合意書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
1	基本合意書	2	3	2					本件事業における各当事者の義務	事業者は本規定に基づき秋田県スポーツ協会と業務委託契約を締結しますが、契約書の作りはPFI事業で一般的に締結する業務委託契約と同様の体裁とすることよろしいでしょうか。 （本事業にて事業者が締結する他の契約（設計・建設・工事監理・維持管理・運営等の各請負／委託契約）と業務内容や対価の部分を除き基本的には全て同じ作りとなる契約書を想定しています。事業契約書の規定をそのままパススルーする形の契約となります。これは金融機関から事業者が借入（プロジェクトファイナンス）を受ける際に必要な建付けであり、当該委託契約について事業者が有する債権・契約上の地位を金融機関へ担保提供することになります。本件においては、建築中の資金調達の想定があります。）	具体的な契約内容にもよりますが、業務委託契約の作成方針としては御質問の形式とすることに異存はありません。なお、別紙（業務委託契約に関する合意事項）の内容を基本条件としてください。
2	基本合意書	2	3	3					本件事業における各当事者の義務	秋田県スポーツ協会と事業者が契約する業務委託契約の書面はどちらが準備するのでしょうか。既に書面案がありましたらご提示をお願い致します。	別紙（業務委託契約に関する合意事項）記載の内容を基本条件とし、事業者及び秋田県スポーツ協会の間で協議の上、定めてください。
3	基本合意書	2	3						本件事業における各当事者の義務	事業者が体力診断業務を秋田県スポーツ協会に業務委託するのは県が設定した条件にもとづくものですので、県は、秋田県スポーツ協会の選任にかかる責任を負担すべきであり、その旨の条項を本条に追加すべきと考えますが、いかがでしょうか。	現行のとおりとします。
4	基本合意書	2	4	2					事業契約及び業務委託契約	業務内容及び委託料は要求水準等に基づき、別紙記載の内容を基本条件としてとありますが、委託料は体力診断業務のサービス対価金額内の金額となる理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

5. 基本合意書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
5	基本合意書	2	4	2					事業契約及び業務委託契約	事業者と秋田県スポーツ協会で締結する業務委託契約の原案は県または秋田県スポーツ協会で作成するという理解でよろしいでしょうか。	No.2の回答を御覧ください。
6	基本合意書	2	4	2					事業契約及び業務委託契約	事業者と秋田県スポーツ協会の業務委託契約締結にかかる協議が不調となった場合の事業契約の取り扱いをご教示下さい。	事業者と秋田県スポーツ協会の業務委託契約締結は必須と考えておりますので、入札条件を御検討の上、応札してください。
7	基本合意書	2	5	1					県、事業者及び秋田県スポーツ協会の連携及び協力	日常的な業務に関する連携及び調整等を行うための定例打ち合わせを実施するとありますが、この定例打ち合わせは開業準備期間から行うという理解でよいでしょうか。	開業準備期間の前であっても、必要に応じて定例打合せを進めていただいて構いません。
8	基本合意書	2	5	3					県、事業者及び秋田県スポーツ協会の連携及び協力	三者協議会において結論が導かれなかった場合には、県が対応方法を決定するとありますが、県の決定する対応方法を実践するために追加費用が生じた場合、その費用は貴県の負担という理解でよろしいでしょうか。	基本合意書第5条（案）第3項第2文は、三者協議会（仮称）の対象となった疑義事項によって事業が滞ることを回避するために対応方法の決定者を定めているもので、その場合の費用負担は、当該疑義事項の原因に応じて事業契約書（案）第62条第3項乃至第5項の定めに従って決定することになります。
9	基本合意書	5							別紙（業務委託契約に関する合意事項）	三者協議会における結論に従うとありますが、この三者協議会における結論は三者協議会において結論が導かれなかった場合に県が決定する対応方法も含むとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
1	事業契約書	2	7	2					事業者	本項が事業悪化についてペナルティを課す趣旨の規定では無いことを念のためご確認させてください。	本項は、PFI事業に関して何らかの事情が悪化した場合に、それが構成員や協力企業の事情に起因するときは、帰責事由を要件とする本契約の規定の適用において、事業者の責めに帰すべき事由とみなす趣旨の規定であり、およそ事業悪化全てをペナルティの対象とする趣旨の規定ではありません。
2	事業契約書	3	10						保険の付保	体力診断業務については、秋田県スポーツ協会が事業者とは別で保険に加入するという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第38条第4項及び「別紙4 保険等の取扱い」2.に従い、体力診断業務に関するものを含めて一律に事業者の責任で保険に加入してください。
3	事業契約書	3	11	1					業務受託者及び調達先	「県においてその必要がないと認めるもの」と記載がありますが、必要がないと認める要件をご教示ください。	誓約書は基本的には御提出いただくことを想定しておりますが、業務受託者の業務内容や調達先から購入する原材料の内容等に照らし県が特に認める場合は、不要とすることを想定しております。
4	事業契約書	3	11	3					業務受託者及び調達先	「指名停止期間中の者を業務受託者としてはならない」とありますが、業務受託者のうち構成員及び協力企業については既に参加資格要件を満たし基本協定書に基づきSPCと委託契約を締結することから、本項における業務受託者には構成員及び協力企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	本項は、事業契約締結の時点で指名停止となっておらずその後指名停止となった者について、SPCは、当該者と当該指名期間中に請負契約や業務委託契約等の契約を締結してはならない、という趣旨の規定です。 なお、「入札参加除外者」の取扱いについて所要の見直しを行うこととしており、後日、事業契約書（案）を修正します。
5	事業契約書	3	11	3					業務受託者及び調達先	「指名停止期間中の者を業務受託者としてはならない」とありますが、これはSPC業務受託者との契約締結時点のことであり、契約締結後に指名停止措置がなされた場合に契約解除をする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、「入札参加除外者」の取扱いについて所要の見直しを行うこととしており、後日、事業契約書（案）を修正します。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
6	事業契約書	4	14	1					統括責任者	「統括責任者は専任でその業務に従事するものとし」とありますが、「専任」とは本件事業における他の業務責任者とは兼務できないとの理解でよろしいでしょうか。また、統括責任者は常駐が必要になるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	いずれも御理解のとおりです。
7	事業契約書	6	16	7					本件施設の設計	「事業者は、設計の全部又は一部を設計企業に委託しようとするときは、関連資料を添えて県に対して事前に通知しなければならない。」とありますが、第32条の工事監理は関連資料を添える必要はなく通知のみでよいとなっていることから、各業務を構成員又は協力企業がSPCから受託する場合においては、実質的には通知のみでよいという理解でよろしいでしょうか。	各業務を構成員又は協力企業がSPCから受託する場合は、関連資料を添えて書面により県に通知してください。
8	事業契約書	10	25	4					事業用地の確保等	残土置き場については発注者側にてご用意いただけないでしょうか。また、仮設事務所棟の用地については八橋公園内の土地をご提供いただけないでしょうか。	残土置き場については、現時点で計画地1、2以外に提供可能な場所はありません。仮設現場事務所についても同様です。
9	事業契約書	12	29	5					建設に伴う各種調査	本件土地に関する障害の要件として、「工事に大きな支障を与えるもの」と記載ありますが、「大きな」の程度については、事業者（主に施設整備業務に関する企業）の専門的知見に基づく判断によるものと理解してよろしいでしょうか。	御質問の要件も含め、本項に基づき事業者と県で協議します。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
10	事業契約書	12	29	5					建設に伴う各種調査	「本件土地に関する障害については、工事に大きな支障を与えるものであり、かつ、県が公表又は事業者の開示した資料から合理的に予測できない場合は、県及び事業者の間で対応について協議する。」とありますが、協議の結果、請負代金に含むことが合理的でないと認められた増加費用については貴県にご負担いただけるということでしょうか。	本項に基づく協議を踏まえ、県は合理的な範囲で費用を負担します。
11	事業契約書	12	29	5					建設に伴う各種調査	本項最終文で「事業者は、それ以外の障害に起因して発生する増加費用及び損害を負担する」とありますので、本項第1文は、事業者の開示された資料から合理的に予測できない場合に県と事業者の協議において、合理的な増加費用は県が負担するということが前提となると理解してよろしいでしょうか。	No.10の回答を御覧ください。
12	事業契約書	12	29	5					建設に伴う各種調査	「本件土地に関する障害について、……対応について協議する」とありますが、県が公表又は事業者の開示した資料から合理的に予測できない障害により事業者が発生した損害又は増加費用については、合理的と認められる範囲で県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.10の回答を御覧ください。
13	事業契約書	12	30	2					本件施設の建設に伴う近隣対策	合理的に要求される範囲を超えた近隣対策の結果、事業者が生じた費用につきましては、県の負担としていただけませんか。	合理的に要求される範囲を超えた近隣対策に係る費用については、本項に基づく協議により決めます。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
14	事業契約書	13	30	5					本件施設の建設に伴う近隣対策	「近隣対策の結果、事業者が生じた増加費用については事業者が負担する」とありますが、同条第2項において、「合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要となった場合には、当該近隣対策に要した費用の負担については、事業者と県で協議して決する」と規定されております。合理的に要求される範囲を超えた近隣対策に起因する増加費用は貴県にご負担いただけるということでしょうか。	No.13の回答を御覧ください。
15	事業契約書	13	30	5					本件施設の建設に伴う近隣対策	同条第2項において、「合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要となった場合には、当該近隣対策に要した費用の負担については、事業者と県で協議して決する」と規定されており、県が費用負担する可能性が示されています。一方、本項では、近隣対策の結果、事業者が生じた施設整備期間変更に伴う増加費用は全額事業者が負担するとされており、不均衡であると考えられます。合理的に要求される範囲を超えた近隣対策に起因する増加費用は全て県負担として頂けないでしょうか。	No.13の回答を御覧ください。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
16	事業契約書	15	36						本件工事中に第三者に生じた損害	騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等の理由により第三者に損害を及ぼした場合の負担についての記載がありませんが、秋田県建設工事標準請負契約約款と同様と理解して宜しいでしょうか。以下、秋田県建設工事請負標準契約約款第28条第2項「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」	事業者が施設整備業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償しなければなりません。但し、その損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で県が負担します。
17	事業契約書	16	37	4					事業者による竣工検査	本施設は現県立体育館の解体までは仮使用となりますので、検査済証の提出は現体育館の解体後でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。仮使用認定書は適時御提出ください。
18	事業契約書	17	39						事業者による本件施設の引渡し及び県による所有権の取得	定義上、本件施設は備品を含みますので、リースにより調達された備品の所有権の県への移転は除くよう規定の修正をお願いします。	規定の修正を行います。
19	事業契約書	18	40	6					本件施設の契約不適合責任	「一般的な注意」の定義をご教示ください。	同種取引において一般的に要求される注意を意味します。
20	事業契約書	18	40	6					本件施設の契約不適合責任	「発注者」とあるのは「県」、「受注者」とあるのは「事業者」との理解でよろしいでしょうか。	規定の修正を行います。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
21	事業契約書	18	40	9						本件施設の契約不適合責任	「県は、第5項又は第6項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。」とありますが、具体的にはどのようなことを想定されているかご教示いただけないでしょうか。	本項は、いずれかの請求等を行ったときであっても、当該請求等の根拠となる契約不適合に関して、当該請求等以外の他の請求等を行うことができることを示す趣旨の規定です。例えば、契約不適合を理由とした履行の追完の請求をした場合でも、損害賠償請求等の他の請求等を行うことを想定しております。
22	事業契約書	20	46							指定管理者としての指定	条例により事業者を本件施設の指定管理者として指定とありますが、本指定の翌日が当該本件施設の個別維持管理運営期間の始期と別紙1で規定されており、初年度の維持管理・運営期間の月数を定めるため、想定されている指定日をご教示いただきたく、建屋及びロータリーの設計・建設期間の終期（令和10年7月末）を想定してよろしいでしょうか。	指定期間の始期は、建屋及びロータリーの供用開始日である令和10年9月末を想定しています。なお、各資料を通じて期間の定めに不整合がありますので、後日修正します。
23	事業契約書	21	49	1						地域防災計画上の本件施設・事業用地の位置づけ	「災害時においては、必要な協力をする」、「かかる協力を要した費用は合理的な範囲内」と記載されておりますが、具体的に必要な協力とはどのような協力を想定されておりますでしょうか。	施設内への避難誘導等、施設管理者として可能な範囲での協力を想定しています。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
24	事業契約書	24	56							本件施設の修繕 飲食テナントスペースにおける本件備品等は、本条に基づき事業者が行うべき修繕の対象外との理解でよろしいでしょうか。	第56条は本件施設の修繕に関する規定であり、本件備品等の修理、購入及び更新に関する規定については第55条を御覧ください。 なお、業務要求水準書「別紙24 飲食テナントスペースの整理事項」のとおり、飲食テナントスペースの修繕業務については、PFI事業者の業務区分としてしています（ただし、テナント入居者の故意又は過失に起因するなど、テナント入居者の責に帰すべき事由による修繕については、テナント入居者の費用負担とします。）。業務要求水準書の記載のとおり、修繕業務については、各保守管理業務と一体的に実施してください。 また、飲食テナントスペースの厨房設備・什器備品に係る備品・什器・機材等保守管理業務については、テナント入居者の業務区分となります。
25	事業契約書	26	61	4						運営業務に係る第三者の使用 秋田県スポーツ協会について「両者間で締結される体力診断業務に関する業務委託契約書に従うものとする」とありますが、既に県と合意されている事項は委託料のみであり、それ以外については何ら合意事項はないという理解でよろしいでしょうか。委託料以外にも合意事項がありましたらご教示願います。	測定項目は業務要求水準書のとおりですが、詳細は調整中であり、現時点で他にお示しできるものではありません。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
26	事業契約書	26	62	1					運営業務	「契約期間が終了するまでの間、本件施設の運営業務を行う責任を負う」とありますが、諸事情により秋田県スポーツ協会が体力診断業務を担えなくなった場合、当該業務についてはこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	供用開始日以降、契約期間が終了するまでの間は、事業契約書（案）第61条第4項に従い、事業者の責任において、体力診断業務を秋田県スポーツ協会をして実施していただく必要があります。なお、県は、秋田県スポーツ協会が行う体力診断業務の実施状況についてモニタリングを実施するなどして、同協会の業務遂行状況を確認してまいります。
27	事業契約書	26	62	3					運営業務	県の責めに帰すべき事由の場合、「県は合理的と認められる範囲で当該増加費用と損害を負担する」と記載がありますが、これは事業者と県が協議の上で金額を決めるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	事業契約書	27	62	5					運営業務	本件施設が避難場所となることにより運営業務が中断された場合に生じた損害のなかには、運営業務の中断により減少した利用料金収入も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、県は合理的な範囲で費用を負担します。
29	事業契約書	27	62	6					運営業務	「県は、運営業務の実施にあたり、必要な限度で事業者に対し、本件施設を無償で使用させる」と記載がありますが、「必要な限度」とは具体的にどの程度でしょうか。毎年県と事業者で協議の上、決定するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、事務室等の利用について「運営上、必要な範囲」という趣旨になります。後段については、毎年協議することは想定していませんが、事業者の求めがあれば、協議に応じます。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
30	事業契約書	28	66	7					自主事業と事業者らの直接収入	自主事業を実施するために必要な許認可等について、事業者が自らの責任で取得するとともに、構成員または協力企業をして、その責任で取得させなければならないとあるので、自主事業の実施を構成員・協力企業に包括的に委託する場合で、自主事業の実施のために本施設を借り受けることが必要な場合に、借り受けに必要な許認可は当該構成員・協力企業が申請して許認可等を受けることができるとの理解でよろしいでしょうか。	許認可の取得を受ける主体はケースバイケースになるかと思いますので、自主事業ができるよう必要な許認可の取得をしてください。
31	事業契約書	28	67	2					自主事業の一部又は全部の終了	本項目が適用され自主事業を終了した場合、ペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	ペナルティはありませんが、持続可能な事業を提案してください。
32	事業契約書	29	70	2					施設整備費及び開業準備費の支払	別紙10には年度毎に出来高に応じて支払うとありますが、年度毎の支払いの都度、出来形部分を引渡すという理解でよろしいでしょうか。	施設の引き渡しは、各施設の完成時となります。サービス購入料の支払い方法については、後日公表する事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」の修正版を御確認ください。なお、事業契約書（案）の第70条第2項は削除します。
33	事業契約書	29	70	2					施設整備費及び開業準備費の支払	「前項に定めるサービス購入料A（施設整備費相当）の各支払予定日までに、当該サービス購入料A（施設整備費相当）に関連する本件施設の引渡しが行われていない場合、県は、当該引渡しまでは前項の支払をすることを要しない。」とありますが、本事業は出来高に応じての支払いとなっていることから、検査に合格した出来高をその都度、引き渡すという理解でよろしいでしょうか。	施設の引き渡しは、各施設の完成時となります。サービス購入料の支払い方法については、後日公表する事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」の修正版を御確認ください。なお、事業契約書（案）の第70条第2項は削除します。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
34	事業契約書	29	70	2						施設整備費及び開業準備費の支払	「……各支払予定日までに……引渡しが行われていない場合、県は、当該引渡しまでは前項の支払をすることを要しない」とありますが、これは、別紙10に基づく年度毎の出来高払を否定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。
35	事業契約書	30	73	1						維持管理・運営費の減額等	「事業者の行為により運営・維持管理業務の費用が低減した場合、県は当該減額費用をサービス対価から減額できる」旨の規定がありますが、事業者又は業務受託者の業務効率化など企業努力による費用低減は、その対象ではないという理解でよろしいでしょうか。
36	事業契約書	30	74	2						物価の変動等によるサービス購入料の見直し	秋田ノーザンハピネッツが何らかの事情で本件施設を使用しなくなった場合、本項目の「本件事業の運営の根幹をなす事由の重大な変更」として取り扱っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。
37	事業契約書	30	74	2						物価の変動等によるサービス購入料の見直し	Bリーグプレミアの頓挫等、運営の根幹をなす事由の重大な変更により収入が著しく減少した場合、サービス購入料の増額について協議する旨記載がありますが、これにはBリーグプレミアのクラブライセンス剥奪等についても含まれているという理解でよろしいでしょうか。
38	事業契約書	32	76	2						全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	違約金が「前項第8号乃至第11号のいずれかに該当する場合は、20%」と記載ありますが、他条件と同じく、施設整備費（税込）の100分の10に変更いただけないでしょうか。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
39	事業契約書	32	76	2					全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	仮に建設期間中に金融機関からSPCに対して融資を行う際に、事業契約が解除された場合、SPCが貴県に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴県に出来高部分を買って受けて頂けるようご修正いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
40	事業契約書	32	76	2					全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	出来形には、貴県の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御質問の費用についても含みます。ただし、県が行う検査により認定された部分とします。
41	事業契約書	32	76	2					全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	出来形に、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）が含まれるのでしょうか。	御質問の費用についても含みます。ただし、県が行う検査により認定された部分とします。
42	事業契約書	32	76	2					全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	「前項第8号乃至第11号のいずれかに該当する場合は、20%」とされていますが、施設整備費の20%は金額として過大と考えます。負担する違約金の相当分を施設整備費の10%に減額していただきたく存じます。	現行のとおりとします。
43	事業契約書	32	76	2					全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	契約解除の違約金額である「施設整備費に消費税及び地方消費税額を加算した額の・・・」にある「施設整備費」には、契約解除の時点ですでに引渡し完了した施設に係る費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	本項の「施設整備費」は、引渡済みの本件施設を含めた全ての本件施設に係る施設整備費を意味します。
44	事業契約書	33	76	7					全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	本項中、③の「解除前の支払スケジュールを超えない範囲」とは、別紙10の3.(2)1)の表に示される支払時期を超えない範囲、という趣旨と理解してよろしいでしょうか。	解除前の支払スケジュールにおける残支払回数を超えない範囲という趣旨になります。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
45	事業契約書	34	77	3						全部引渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	違約金の基準とする対象を維持管理・運営費、修繕費及び光熱費の一年間分に相応する金額（税込み）とされておりますが、体力診断業務に関する金額は減額しないのでしょうか。秋田県スポーツ協会は違約金の支払対象外の企業であると認識しております。
46	事業契約書	34	77	3						全部引渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	違約金が「第1 項第5 号乃至第8 号のいずれかに該当する場合は、20%」と記載ありますが、他条件と同じく、維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%にしていだけないのでしょうか。
47	事業契約書	34	77	3						全部引渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	違約金の額が「維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の一年間分に相当する額に消費税等を加算した額の・・・」されておりますが、この「一年間分」は、契約解除年度の一年間分との理解でよろしいのでしょうか。
48	事業契約書	35	78	1						暴力団排除等のための解除措置	代表企業、その他の構成員、協力会社若しくは出資予定者、それらの役員等についても本項目が適用されるという理解でよろしいのでしょうか。
49	事業契約書	36	79	2						全部引渡し前の県の債務不履行による契約解除	損害に金融費用（ブレイクファンディングコスト等）が含まれるのでしょうか。
50	事業契約書	36	79	2						全部引渡し前の県の債務不履行による契約解除	県の債務不履行による契約解除の場合に県が負担する事業者が被った損害には、県が出来高部分を買収しなかったことにより発生する原状回復費用も含まれるとの理解でよろしいのでしょうか。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
51	事業契約書	36	79	3						全部引渡し前の県の債務不履行による契約解除	末尾に「次条第1項第2文以下、第2項及び第3項を準用」とありますが、次条（第80条）に第3項が存在しません。誤植でしょうか。
52	事業契約書	37	80	1						全部引渡し後の県の債務不履行による指定管理者の指定の取消し	県の債務不履行の場合であっても事業者が所有権を保有している本件備品等を県に所有権を移転しなければならないのでしょうか。
53	事業契約書	38	82	2						法令変更による指定管理者の指定の取消し	法令変更の場合であっても事業者が所有権を保有している本件備品等を県に所有権を移転しなければならないのでしょうか。
54	事業契約書	41	87							終了手続の負担	「事業関係終了に際し」とあるのは、本事業契約の終了に際しを意味しているとの理解でよろしいでしょうか。
55	事業契約書	42	90	1	(2)					契約保証金	全ての本件施設の引渡完了以降の契約保証金の額（維持管理・運営費の一年間分に……）と第77条第3項に定める違約金額（維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の一年間分に……）とが一致しませんが、契約保証金額が違約金額を下回ることについては特段問題ないとの理解でよろしいでしょうか。
56	事業契約書	42	90	2						契約保証金	事業契約書（案）第90条第2項の規定に従って、事業者（SPC）を被保険者とし、履行保証保険契約に基づく保険金請求権の上に県のために第一順位の質権を設定していただければ、構成員又は協力企業が保険契約者になることも可能です。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
57	事業契約書	43	90	3						契約保証金	維持管理・運営期間中にも契約保証金の納付又は履行保証保険契約締結が必要になっておりますが、総事業費の増加に繋がると思料いたします。つきましては、維持管理・運営期間に関する条文は削除頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
58	事業契約書	44	93	1						通知の付与及び協議	不可抗力の中に秋田ノーザンハピネッツの解散やBリーグプレミアのクラブライセンス剥奪については含まれている理解でよろしいでしょうか。	原因にもよるものの、不可抗力に当然には含まれないものと考えております。Bリーグプレミアの頓挫等については第74条を御覧ください。
59	事業契約書	47	100	3						秘密保持	「本契約の履行」の「本契約」とは、「本事業契約」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
60	事業契約書									秋田ノーザンハピネッツの試合開催における事項	本施設は、秋田ノーザンハピネッツの本拠地として使用することを想定しておりますが、事業期間を通じて試合の開催を保証頂けるとの認識でよろしいでしょうか。また、プロスポーツで稀に見られるコロナなど事業者の帰責による開催の減少などに関する収入低下リスクについては、どのようなお考えでしょうか。	前段について、試合の開催の保証はありません。後段について、一般的に、その原因にかかわらず、施設利用の減少に係るリスクは事業者の負担となります。その上で、Bリーグプレミアの頓挫等本件事業の運営の根幹をなす事由の重大な変更については第74条を御覧ください。また、不可抗力の場合は、別紙13を御覧ください。
61	別紙1	別1-3								業務受託者	「本契約の履行」の「本契約」とは、「本事業契約」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
62	別紙1	別1-6								不可抗力	①に地震が重複していますが、他のなんらかの自然災害の記載誤りでしょうか。	誤植につき修正します。
63	別紙3-2	別3-2-1 別3-2-2 別3-2-3		1	(1) (3) (4)					実施設計図書 (1)建築（総合） (3)電気設備 (4)機械設備	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2による設計書の作成。単価根拠資料を含む。）の作成・提出については、RIBC2によらない任意書式での方法を落札後に協議させて頂けないでしょうか。	サービス購入料の支払い（出来高の確認）及び改定作業を円滑に行うために書式を指定するものです。落札決定後に協議することは可能ですが、業務要求水準書のとおりとお考えください。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
64	別紙4	別4-1		1	(1) (2)					設計・建設期間中の保険	(1)建設工事保険、(2)第三者賠償責任保険について、各工事ごとに付保することも可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
65	別紙4	別4-2		2	(1) (2)					開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険	(1)施設賠償責任保険、(2)開業準備業務及び維持管理・運營業務を対象とした第三者賠償責任保険共に保険契約者は「事業者又は業務受託者」となっておりますが、前文中に括弧書きで「但し、下記(1)については、事業者に限る」とあります。誤植であれば括弧書きは削除いただけますでしょうか。もし括弧書きが有効とのことであれば、(1)の保険契約者を修正いただくと共に事業者に限る理由をご教示ください。	事業契約書（案）「別紙4 保険等の取扱い」2.の「(但し、下記(1)については、事業者に限る。)」を削除します。
66	別紙10	別10-1		1						本件事業に係る費用について	施設整備費相当のうち⑨統括管理業務のうち、設計・建設期間に要する費用（保険料を含む。）、⑩建中金利、⑪SPC設立費及び⑫法人の利益及び利益に対してかかる税金等は纏めてA1に計上してもよろしいでしょうか。	御質問の記載方法で差し支えありません。
67	別紙10	別10-1		1						本件事業に係る費用について	施設整備費相当のうち⑫「法人の利益及び利益に対してかかる税金等」とありますが、前段の利益とは税引き後利益のことであり、後段の利益とは税引き前利益のことを指すという理解でよろしいでしょうか。また、維持管理・運営費相当のうち、その他の費用の②についても同様の理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
68	別紙10	別10-1		1						施設整備費相当（サービス購入料A）	統括管理業務のうち、設計・建設期間に要する費用（保険料を含む。）をサービス購入料Aに、統括管理業務のうち、維持管理・運営期間に要する費用（保険料を含む。）をサービス購入料Cに計上することとされていますが、設計・建設期間（・・・令和12年7月31日まで）と維持管理・運営期間（、最初に維持管理・運営業務が開始された本件施設に係る個別維持管理運営期間の開始日から・・・）が重複する令和10年8月1日から令和12年7月31日までの期間の統括管理業務に係る費用（SPC運営費など）は、いずれのサービス購入料に計上すべきかご教示ください。	後日公表する事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」及び様式集9-3、11-7-1、11-7-2の修正版を御確認ください。
69	別紙10	別10-1 別10-4		1 3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）	年度毎に出来高に応じて支払うとありますが、別紙10-1の1の表のうち施設整備費相当の①～⑫全ての出来高に応じてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の支払い方法については、後日公表する事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」の修正版を御確認ください。
70	別紙10	別10-2		3	(1)					サービス購入料のイメージ、支払い回数等	「提案した収入（利用料金収入、自主事業収入）を除いたものが県からのサービス購入料となる」とありますが、利用料金収入等は、いずれの業務費から控除すべきかご教示ください。	利用料金収入は施設の供用開始後から発生することから、維持管理・運営費から控除してください。
71	別紙10	別10-2		3	(1)					サービス購入料のイメージ、支払い回数等	サービス購入料に端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	最終支払分で調整してください。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
72	別紙10	別10-2		3	(1)					サービス購入料のイメージ、支払い回数等	建屋及びロータリーと第2駐車場の供用開始日については、別紙1-3の定義や入札説明書では「令和10年9月末日」とある一方、サービス購入料C1、C4、C5、D1、D4、E1、E4には、支払対象期間が「令和10年10月」とあり、整合しておりません。支払対象期間の始期である令和10年10月1日に統一していただけないでしょうか。 事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」の支払対象期間について、御指摘があった各項目の始期を「令和10年10月～」から「供用開始日～」に修正します。令和10年9月末に発生する各費用については、令和10年10月～12月分のサービス購入料に含めて計算してください。 なお、「2026-27シーズンB. PREMIER クラブライセンス交付規則」において、「2028-29シーズン開幕当初から使用可能である」ことが要件とされており、この開幕当初の時期には「令和10年9月末」が含まれます。そのため、建屋及びロータリー等の供用開始日を「令和10年9月末」としています。
73	別紙10	別10-2		3						サービス購入料の支払について	光熱水費相当としてサービス対価Eが設定されておりますが、光熱水費は急激に物価上昇しており、さらに長期的な費用の想定が困難であることから、サービス対価に含めず年度ごとあるいは四半期ごとに実費精算と規定し、貴県にてご負担いただくことはできませんでしょうか。 現行のとおりとします。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
74	別紙10	別10-3		3	(1)					サービス購入料C1 支払対象期間	サービス購入料C1の支払対象期間について、「令和10年10月～の15年6か月間」という記載がありますが、入札説明書P4_8_(1)には維持管理・運営期間について「竣工からの15年8か月間」という記載があります。入札説明書P4_8_(1)に記載された設計・建設期間（令和10年7月末まで）からすると、維持管理・運営期間（支払対象期間）は15年8か月が正しいのではと思われますが如何でしょうか。 仮に15年8か月を正とした場合、対価の支払回数を62回とすれば初回の支払いが5か月分になると考えてよろしいでしょうか。 また、サービス購入料C4、サービス購入料C5、サービス購入料D1、サービス購入料D4、サービス購入料E1、サービス購入料E4についても同様の記載となっておりますので、あわせてご確認いただければと存じます。
75	別紙10	別10-3		3	(1)					サービス購入料A1：施設整備費相当（建屋及びロータリー）	支払回数の欄にサービス購入料A2のように「（設計完了時、整備完了時）」という記載はありませんが、設計費用についてはどのような支払いになりますでしょうか。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①				
76	別紙10	別10-3		3	(1)					サービス購入料B：開業準備費相当の支払対象期間が令和10年8月～令和10年9月となっておりますが、要求水準書第7 1. (3)記載の開業準備期間は、「PFI事業者の提案による時期」から令和10年9月末までとあります。要求水準上パンフレット等の作成及びホームページの開設については供用開始6ヵ月前までにとの記載もあり、サービス購入料Bの支払い対象期間も始期は「PFI事業者の提案による時期」からという理解でよろしいでしょうか。	「サービス購入料B：開業準備費相当」について、「別紙10 サービス購入料の支払方法について」の支払対象期間を「PFI事業者の提案による時期～供用開始日の前日」に修正します。
77	別紙10	別10-3		3	(1)					サービス購入料A1の支払い回数は4回（年1回）となっておりますが、お支払いの時期は、事業者の提案で年間のどの時期に請求してもよいでしょうか。	支払時期は協議によります。サービス購入料Aは出来高に応じて支払うことから、基本的には年度末に出来高確認を行った後になるものと想定しています。
78	別紙10	別10-3		3	(1)					サービス購入料A1の設計費用はどのように支払われるのでしょうか。 基本設計、実施設計の完了時にそれぞれ支払われるという認識で良いでしょうか。 また、年度中に基本設計のみが完了し、実施設計が年度を跨ぐ場合、設計費用は下記の何れで支払う想定でしょうか。 ①基本設計費を支払い、実施設計は支払わない（翌年度実施設計完了時に支払う） ②基本設計費を支払い、実施設計費は年度末の出来高で支払う ③年度中に基本設計費、実施設計費は支払わず、翌年度に基本設計費、実施設計費を支払う	サービス購入料の支払い方法については、後日公表する事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」の修正版を御確認ください。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
79	別紙10	別10-3		3	(1)					サービス購入料のイメージ、支払い回数等	サービス購入料A2、A3、A4の設計費に関して、設計完了時に支払とありますが、基本設計、実施設計それぞれの完了時に支払う認識で良いでしょうか。
80	別紙10	別10-4		3	(2)	1)				サービス購入料A（施設整備費相当）	サービス購入料Aにつきまして、「年度毎に出来高に応じて支払う」とありますが、竣工引渡し年度においては、年度末を待たずに、竣工引渡し後に請求することができるとの理解でよろしいでしょうか。
81	別紙10	別10-4		3	(2)	1)				各サービス購入料の支払方法等 サービス購入料A（施設整備費相当）	サービス購入料Aは出来高に応じての年度の支払ですが、SPC経費や建中金利は各年度の支払に含まれるのでしょうか。その他出来高に含まれる費用をご教示下さい。
82	別紙10	別10-4		3	(2)	1)				各サービス購入料の支払方法等 サービス購入料A（施設整備費相当）	対象年度の対象出来高のすべての金額を対象として、支払ってもらえるのでしょうか。
83	別紙10	別10-5		3	(2)	3)	①			サービス購入料C（維持管理・運営費相当）	「平準化して支払う」とありますが、総額を支払う回数で除した結果生じた端数は、初回支払分に加減算すればよいとの理解でよろしいでしょうか。
84	別紙10	別10-5		3	(2)	3)	②			サービス購入料D（修繕費相当）	「平準化して支払う」とありますが、総額を支払う回数で除した結果生じた端数は、初回支払分に加減算すればよいとの理解でよろしいでしょうか。
85	別紙10	別10-7		3	(2)	3)	③	a		サービス購入料E（光熱水費相当） 建屋及びロータリー	「建屋及びロータリーの維持管理・運営期間中に発生する光熱水費」とありますが、秋田県スポーツ協会が実施する業務により発生する光熱水費に関しては秋田県スポーツ協会にて負担するという認識でよろしいでしょうか。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
86	別紙10	別10-8		4	(1)	3)				需要変動に基づく改定	「需要変動に係る費用の増減については、県は負担しない。」とありますが、秋田ノーザンハピネッツの解散やBリーグプレミアのクラブライセンス剥奪については事業経営に大きく関わるため、需要変動の範囲を逸脱するものという理解でよろしいでしょうか。	御質問の事象が生じた場合には、第74条第2項の規定に基づき、事業者は県に対しサービス購入料の増額について協議を申し出ることができます。
87	別紙10	別10-8～11		4	(2)					具体的な改定方法	施設整備費の変更にかかる指標として、建設物価、建築コスト情報、建築施工単価が示されていますが、公的な物価指数等に適切に反映されない設備工事等については、実勢価格上昇に応じた協議を可能としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
88	別紙10	別10-8		4	(2)	1)				物価変動の評価について	「最初の改定について…入札公告日の属する年度」と記載されていますが、県の予算取り時点と入札公告時点とでは物価は著しく変動しているため、改定起算日を可能な限り予算取り時点(入札公告時点より前)に近づけていただきたく存じます。(尚、本年7月3日付で公表された内閣府からの通達文にも記載がございます。)	現行のとおりとします。物価変動の動向や入札公告前の対話を踏まえ、事業契約締結日ではなく、入札公告日の属する月を起算日としています。
89	別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①			業務毎の指標	採用する指標の地域等の考え方は別途協議という理解でよろしいでしょうか。	地域は秋田とし、秋田の記載がない場合は、盛岡、山形、仙台の順に近接都市の指標等を採用するものとします。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
90	別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①		業務毎の指標	サービス購入料の改定において、サービス購入料C並びにDは、「毎月勤労統計調査・賃金指数」を採用されるのですが、この指標は、世間の賃金が上昇しないと反映されない指標で、どちらかという遅行系の指標でもあり、物価上昇などの指標に比べ、反映されるのが遅れる傾向にあります。本事業のような公共投資案件では、先行系の指標を用いて、従業員の賃金を上昇させることが必要と思われますが、改定の指標について落札後において、事業者と協議する場を設けていただけますでしょうか。	現行のとおりとします。
91	別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①		業務毎の指標	サービス購入料Dは、修繕費となりますが、こちらも資材等の価格が強く影響するものであり、「毎月勤労統計調査・賃金指数」とは合わないと考えますが、こちらの指標についても、事業者と協議する場を設けていただけますでしょうか。	現行のとおりとします。
92	別紙10	別10-9		4	(2)	1)	①		業務毎の指標	「以下を基本とする。」と記載されているため、記載の指標が実態と著しく乖離している場合、別途指標を規定しなしていただく、あるいは実勢価格に見合う改定を行っていただけるようご協議いただきたく存じます。（尚、本年7月3日付で公表された内閣府からの通達文にも記載がございます。）	現行のとおりとします。
93	別紙10	別10-10		4	(2)	1)	②	a	(a) サービス購入料Aの改定 着工前の改定	「令和6年7月」を指標値の起算日としている理由をご教示ください。	物価変動の動向や入札公告前の対話を踏まえ、事業契約締結日ではなく、入札公告日の属する月を起算日としています。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
94	別紙10	別10-10		4	(2)	1)	②	a	(a)	サービス購入料Aの改定 着工前の改定	「建屋の着工日の属する月の指標値」とありますが、それ以前であっても令和6年7月の指標値と比して1.5%以上の物価変動がある場合、改定のご協議をさせていただけないでしょうか。
95	別紙10	別10-11		4	(2)	1)	②	a	(b)	サービス購入料Aの改定 建設期間中の改定	「秋田県建設工事標準請負契約約款に従って」とあるのは、「本事業契約に従って」との理解でよろしいでしょうか。
96	別紙10	別10-11		4	(2)	1)	②	c		サービス購入料Cの改定	記載のサービス購入料C、D、Eの改定について、改定額の対象が令和N年度（令和N年4月～令和N+1年3月）と記載されていますが、令和N年度のサービス購入料が改定された場合、令和N年度の翌年度以降のサービス購入料についても令和N年度同様の改定率で改定されるとの理解でよろしいでしょうか。
97	別紙10	別10-12		4	(2)	1)	②	c		サービス購入料Cの改定	サービス購入料Cのうち「その他の費用」は改定しないとありますので、 $P_n = Pr \times (CN-1/Cr)$ の P_n 、 Pr の「サービス購入料C」とは、維持管理業務（修繕業務を除く）に要する費用と運営業務に要する費用を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。
98	別紙11	別11-14		3	(4)	3)	①			減額するサービス購入料の対象	サービス購入料C 1～3、D1～3、C4はそれぞれC 1～4、D1～4、C5の誤りでしょうか。
99	別紙11	別11-15		3	(4)	4)				維持管理・運営業務の受託者等の変更	本項により変更される受託者等には、秋田県スポーツ協会も含まれるという理解でよろしいでしょうか。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
100	別紙11	別11-19		5	(2)					業務要求水準書等未達成の場合の措置	事業終了時のモニタリングについて、事業者の修繕に関連して業務要求水準が満たされなかった場合には県はサービス購入料の支払いを留保することができるとありますが、この場合に留保されるサービス購入料はサービス購入料D（修繕費相当）という理解でよろしいでしょうか。
101	別紙13	別13-1		1	(2)					維持管理・運営業務	不可抗力の費用負担の算出基準となる1年間の維持管理・運営費相当、修繕費及び光熱水費について、体力診断業務の費用も含まれるのでしょうか。
102	別紙13	別13-1		1	(4)					施設整備業務、維持管理・運営業務及び開業準備業務以外の業務	不可抗力が生じ、施設整備業務、維持管理・運営業務及び開業準備業務以外の業務（統括管理業務を含むが、これに限らない）とありますが、想定 of 業務はどのようなもののでしょうか。
103	別紙13			1 2						不可抗力による増加費用及び損害の負担	別紙13で言及される、施設整備費、開業準備費、維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費についてはいずれも税抜という理解でよろしいでしょうか。
104	別紙13			1 2						不可抗力による増加費用及び損害の負担	「1 増加費用及び損害が事業者が生じた場合」「2 損害が第三者に生じた場合」と分けての記載となっていますが、損害の負担額は分けて考えるのではなく、1と2の損害の合計額が業務費の100分の1に至るまでを事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①					
105	別紙13			1 2						不可抗力による増加費用及び損害の負担	不可抗力により「増加費用及び損害が事業者が生じた場合」や「損害が第三者が生じた場合」において、業務毎に支払われる各サービス対価の「100分の1」に至るまでは事業者負担と規定されておりますが、可能な限り低減していただき、事業者側が参画しやすい建付けにご修正頂けませんでしょうか。	現行のとおりとします。
106	別紙13			1 2						不可抗力による増加費用及び損害の負担	不可抗力による費用増額の事業者負担部分について、本事業ではSPCが事業者となるスキームであることから、SPCの健全な財務状態を維持するため、事業者負担部分については各業務受託者がそれぞれ自己の増加分について負担するスキームを想定しておりますところ、秋田県スポーツ協会も係る条件は業務委託契約に盛り込むことが可能という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
107	別紙13	別13-2		2						損害が第三者に生じた場合	不可抗力により第三者に損害が生じた場合の事業者の負担につきましては、過去の判例からも、通常的安全性を備えている場合や善管注意義務を満たしている場合等には、不可抗力に起因する第三者損害に対する賠償義務はないことから、本件も同様の扱いという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）「別紙13 不可抗力による増加費用及び損害の負担」2. は、第三者に対する損害賠償責任が発生した場合における事業者と県の内部負担について定めたものであり、そもそも法的に第三者に対する損害賠償責任が発生しない場合は、当該規定の適用はありません。
108	別紙13	別13-2		2	(2)					損害が第三者に生じた場合 維持管理・運営業務	第三者に生じた損害の費用負担の算出基準となる1年間の維持管理・運営費相当、修繕費及び光熱水費について、体力診断業務の費用も含まれるのでしょうか。	体力診断業務の費用を含みます。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			項目名	
109	別紙13	別13-2		2	(4)					施設整備業務、維持管理・運営業務及び開業準備業務以外の業務	不可抗力が生じ、施設整備業務、維持管理・運営業務及び開業準備業務以外の業務（統括管理業務を含むが、これに限らない）とありますが、想定 of 業務はどのようなもののでしょうか。
110	別紙18	別18-1		1						プロフィットシェアリングの対象	利用料金収入が対象となっておりますが、原価を控除した（一定の原価率を掛けたもの等）利益を対象にしていただけではないでしょうか。
111	別紙18	別18-1		1						プロフィットシェアリングの対象	対象は「各事業年度の利用料金収入」とあり、自主事業における自動販売機、広告収入、遊具レンタル代及び教室受講料等は、対象外との理解でよろしいのでしょうか。
112	別紙18	別18-1		1						プロフィットシェアリングの対象	対象は「各事業年度の利用料金収入」とありますが、体育館等の施設を利用する自主事業時に事業者が支払う利用料金収入は対象外としていただけませんか。
113	別紙18	別18-1		1						プロフィットシェアリングの対象	各事業年度の利用料金収入が計画値を下回った場合、減少分は翌年度以降の増加分と相殺していただけませんか。
114	別紙18	別18-1		1						プロフィットシェアリングの対象	実施方針時は税引き前利益を対象としていただいていたことから、利用料金収入が計画値を上回っている場合であっても税引前利益が赤字の場合は上振れ収入から当該赤字額を控除したものをプロフィットシェアの計算対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。

6. 事業契約書（案）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
115	別紙19	別19-1	第1							基本的事項	「乙」とあるのは「事業者」、「この契約」とあるのは「本事業契約」との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

7. 様式集

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
1	様式集 記載要領	1	1	4						事業提案審査 に関する提出 書類	Excelの様式についても印刷用のPDF ファイルを提出してもよろしいでしょ うか。	電子データは、様式集（提出書類・記 載要領）で指定されたファイル形式で 提出してください。
2	様式集 記載要領	1	1	4						事業提案審査 に関する提出 書類	各様式に記載する提案のエビデンス、 参考資料等として、規定頁数とは別に 関心表明書等を添付することは可能で しょうか。	関心表明書その他資料の添付は認めま せん。
3	様式集 記載要領	1	1	4	(1)					入札書	様式4-2はExcelの様式ですが、提出 ファイル形式はExcelファイルでよろし いでしょうか。（PDFと記載）	様式集（提出書類・記載要領）のとお り、PDFで提出してください。
4	様式集 記載要領	2	1	4	(5)					設計・建設・ 工事監理業務 に関する提案 書	p4末尾の注記に「※上記(3)から(11)にお いて、ファイル形式を「元データ」と 記載しているものについては、MS Word 又は MS-PowerPoint のいずれかとする こと。」とありますが、(5)設計・建 設・工事監理業務に関する提案書の元 データについては、Adobe Illustrator とすることを認めていただけないで しょうか。	Adobe Illustratorは不可とします。
5	様式集 記載要領	2 3	1	4	(5) (8)					設計・建設・ 工事監理業務 に関する提案 書 運営業務に関 する提案書	A3縦の様式（様式8-9-2、様式11-7-3） は横向きの綴じこみでよろしいでしょ うか。	御理解のとおりです。上辺が綴じ込み 側になるように横向きとし、三つ折り にしてA4サイズで提出してください。
6	様式集 記載要領	3	1	4	(7)					維持管理業務 に関する提案 書	様式10-6-1（光熱水費内訳書）、様式 10-6-2（光熱水費内訳書（計画表）） が、維持管理業務に関する提案書に含 まれています。業務要求水準書、72 頁、第9、(7)では、光熱水費の取扱い が運営業務に関する要求水準に記載さ れています。 様式10-6-1（光熱水費内訳書）、様式 10-6-2（光熱水費内訳書（計画表）） は運営業務に関する提案書の様式では ないでしょうか。	業務要求水準書では、「第9 運営業務 に関する要求水準」に記載していますが、維持管理業務に関する提案様式と してください。

7. 様式集

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
7	様式集 記載要領	4	1	4					事業提案審査 に関する提出 書類	(3)から(11)において、ファイル形式を「元データ」と記載しているものについては、MSWord又はMS-PowerPoint のいずれかとする。とありますが、図面やダイアグラム等、正確且つ分かりやすく表現するため、専用作図ソフトで作成し、PDFデータ提出のみでも宜しいでしょうか。	MS-Word又はMS-PowerPointでの提出を求めます。
8	様式集 記載要領	6	2	4	(1)				一般的事項	様式6～14 及び図面集には正本・副本ともに、代表企業、構成員及び協力会社の企業・団体名及び企業・団体を類推できる記載(ロゴマーク等)は行わず。とありますが、構成員、協力企業以外の業務連携先や、応募者に含まれない第三者の各種アドバイザーや専門家の名称は正本・副本ともに名称を記載しても結構でしょうか。	構成員、協力企業以外の業務連携先や、応募者に含まれない第三者の各種アドバイザーや専門家の名称は正本・副本ともに名称を記載しても結構です。
9	様式集 記載要領	7	2	4	(2)				記載内容・書式等	使用する文字サイズについて「サイズは10.5 ポイン以上とし、」とありますが、適宜読みやすい記載表現や工夫ができるよう10.5ポイント以上ではなく「10.5ポイント程度以上」としても宜しいでしょうか。	10.5ポイント以上としてください。
10	様式集 記載要領	7	2	4	(2)				記載内容・書式等	余白についての記載がございませんが、見やすい範囲であれば指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	様式集 記載要領	7	2	4	(2)				記載内容・書式等	枠の拡大は可能とありますが、消去しても問題はないでしょうか。	枠の消去は不可とします。
12	様式集 記載要領	7	2	4	(2)				記載内容・書式等	規定の様式に加え、補足説明資料を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。	No.2の回答を御参照ください。
13	様式集 記載要領	7	2	4	(2)				記載内容・書式等	規定の様式に加え、業務提携先等の関心表明書を添付することは可能でしょうか。	No.2の回答を御参照ください。

7. 様式集

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
14	様式集 記載要領	7	2	4	(3)				編集方法	「提出書類は適宜分冊」とありますが、分冊数に規定はありますでしょうか。または分冊なし（例えば、設計・建設図面集で1冊、その他で1冊）でもよろしいでしょうか。	分冊数は特に指定ありませんので、御質問のとおりで差し支えありません。
15	様式集 記載要領	7	2	4	(3)				編集方法	「各ページの下中央に頁番号を付す」とありますが、頁番号は全体通してではなく、様式ごと（例えば、様式7、様式8…ごと）の通し番号でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	様式集 記載要領	7	2	4	(3)				編集方法	ファイルについて2穴、4穴等のとじ具の指定はありますでしょうか。	2穴（JIS S 6041）に対応したとじ具をご使用ください。
17	様式集 記載要領	7	2	4	(3)				編集方法	様式8は表紙も含め様式8-9-1以外すべてA3サイズですが、すべて3つ折りでA4のファイルに綴じるのでしょうか。	御理解のとおりです。
18	様式4-1								入札書	入札価格は入札価格内訳書の入札価格を記載とありますが、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載するのでしょうか。	御理解のとおりです。
19	様式4-2								入札価格内訳書	サービス購入料C-5に記載されている消費税及び地方消費税相当額が金額（消費税及び地方消費税抜き）213,636,370円の10%と一致していませんが、誤植でしょうか。	サービス購入料C5の消費税及び地方消費税相当額については、最終支払時に調整してください。様式4-2及び様式14-6を修正します。
20	様式6以降								提案書概要版ほか	「外枠は広げても構いません」とありますが、上下左右の余白として最低限残さなければならない数値は指定されますでしょうか。	指定はありませんが、印刷時に見切れることなく、綴じ込みした状態で見やすさに配慮してください。

7. 様式集

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①		項目名		
21	様式8-9-1								設計・建設・工事監理業務費内訳書	統括管理業務のうち、建屋及びロータリー竣工後に要する統括管理業務の費用については本様式ではなく、まとめて様式11-7-1に記載させて頂けないでしょうか。	統括管理業務に要する費用は、建屋及びロータリーの設計・建設期間、開業準備期間、維持管理・運営期間のそれぞれについて計上することとします。詳細については、後日公表する事業契約書（案）「別紙10 サービス購入料の支払方法について」及び様式集9-3、11-7-1、11-7-2の修正版を御確認ください。
22	様式8-9-1								設計・建設・工事監理業務費内訳書	SPCの運営に関わる諸経費については、どの項目で計上すればよろしいでしょうか。	「⑨統括管理業務のうち、設計・建設期間に要する費用」の「その他」に計上してください。なお、「積算根拠」欄に内訳を記載してください。
23	様式8-9-1 様式8-9-2								設計・建設・工事監理業務費内訳書 設計・建設・工事監理業務費内訳書（計画表）	令和10年7月までにかかる「統括管理業務のうち、設計・建設期間に要する費用」、「建中金利」、「SPC設立費用」については全て「建屋及びロータリー」の箇所に記載させて頂いてよろしいでしょうか。	御質問の記載方法で差し支えありません。
24	様式8-9-1 様式8-9-2 様式9-3 様式10-4-1 様式10-4-2 様式10-5 様式11-7-1 様式11-7-2 様式11-7-3 様式11-7-4								設計・建設・工事監理業務費内訳書ほか	各項目の金額は消費税及び地方消費税抜きの金額を記載するのでしょうか。11-7-3、11-7-4はその他様式と異なり合計欄に「合計（消費税込み）」は「合計（消費税抜き）」よりも上段にありますが、こちらは各項目の金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記載するのでしょうか。	御理解のとおりです。
25	様式8-9-2								設計・建設・工事監理業務費内訳書（計画表）	SPCの運営に関わる諸経費については、どの項目で計上すればよろしいでしょうか。	No.22の回答を御覧ください。

7. 様式集

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
26	様式10-4-1 様式10-4-2									維持管理費業務費内訳書 維持管理費業務費内訳書 (計画表)	「※4 法人の利益及び利益に対してかかる税金を含む額を記入してください。」とありますが、消費税以外の公租公課も含む金額を記載するとの意でしょうか。	御理解のとおりです。
27	様式10-4-1 様式10-4-2									維持管理費業務費内訳書 維持管理費業務費内訳書 (計画表)	備品・什器・機材等の修理、更新費用については、【様式10-5修繕業務費内訳書】ではなく、【様式10-4-1、10-4-2】の②備品・什器・機材等保守管理業務の項目に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	様式14-5-3									キャッシュフロー計算書	キャッシュフロー計算書について、「税引後当期利益」を起点に行っていく間接法での記載が想定されておりますが、よりシンプルに分かり易くするため直接法での記載としてもよろしいでしょうか。	様式の項目は、追加又は細分化のみ認めます。これ以外の様式の変更は認めません。

8. 入札公告（特定調達契約に係る一般競争入札の実施）

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答	
			第	1	(1)	1)	①					項目名
1	特定調達契約に係る一般競争入札の実施	1		2						予定価格	予定価格について、「（消費税及び地方消費税の額を含む。）」とありますが、見積金額を入札書に記載するにあたり、予定価格の税抜価格もご記載いただきたく存じます。	現行のとおりとします。
2	特定調達契約に係る一般競争入札の実施	4		5	(1)					入札書に記載する金額	「…見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。」とございますが、「見積もった金額を記載」として頂けませんでしょうか。予定価格が「消費税及び地方消費税の額を含む」金額で公表されていることを踏まえ、計算ミス等に基づく予定価格超過による失格リスクを避けるためです。	現行のとおりとします。